

平成31年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（平成31年 3月 7日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		行政執行方針（町長・教育長）
日程第 3	議案第15号	平成31年度新冠町一般会計予算
日程第 4	議案第16号	平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第17号	平成31年度新冠町下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第18号	平成31年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算
日程第 7	議案第19号	平成31年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第20号	平成31年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算
日程第 9	議案第21号	平成31年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 予算
日程第10	会議案第1号	特別委員会の設置について (平成31年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会)

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課総括主幹	佐々木 京 君
企画課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課総括主幹	新宮 信幸 君
税務課総括主幹	今村 力 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹  
農業委員会事務局長  
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君  
本 間 浩 之 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君  
浜 口 雅 史 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成31年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 竹中 進一 議員、6番 但野 裕之 議員を指名いたします。

◎日程第 2 行政執行方針

○議長（芳住革二君） 日程第2 行政執行方針を行います。はじめに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、平成31年第1回新冠町議会定例会の開会にあたり、町政執行に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。平成最後の年となる本年度は、私の任期の折り返しの年となります。町長に就任して以来2年間、関係各位のご理解や職員の努力により、国保診療所の病床再開や給食費の無償化、健康診断費用の無料化など、公約の多くの実現を見ることができました。しかし、これらの施策は、まだ緒についたばかりであり、今後はこれらの施策の検証を図りながら次のステップを目指してまいりたいと考えているところでございます。また、日高自動車道の延伸に伴うにかっぶホロシリ乗馬クラブの移転や道の駅のリニューアルの検討、JR日高線問題の早期解決、情報通信網の整備など解決しなければならない課題は山積しておりますが、職員一丸となって課題解決のため、一步一步前進してまいりたいと考えております。

政府は、本年1月に公表した平成31年度の経済見通しの中で、平成30年度の我が国の経済は、緩やかな回復が続いており、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど経済の好循環は着実に回りつつあり、平成31年度においても、10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう国の当初予算において臨時・特別措置を講

ずるなどによって雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で内需を中心とした景気回復が見込まれるとしています。しかしながら、一方では景気の動向は地域や業種によって異なるものとの見通しもあり、さらには通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしており、楽観視できないものとなっております。このような中、平成31年度の国の予算編成の基本方針では、地方が幼児教育の無償化をはじめとする人づくり改革の推進や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組むつつ、安定的な財源運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとされております。また、幼児教育の無償化については、本年10月から実施される予定であります。本年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分の経費については、国の臨時交付金により全額措置されることとされているところであります。このように地方財政の確保に対する一定の方針が示された一方で、平成31年度予算は、平成30年6月に示された経済財政運営と改革の基本方針2018に盛り込まれている新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、計画に基づき歳出改革等に着実に取り組むほか、予算編成にあたっては我が国が財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても国の取組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるよう求められております。

これまでの町政運営にあつては、厳しい財政状況にある中において行財政改革の名の下、ともすると町民の対話や町民に寄り添ったまちづくりが疎かになり、町民との一体感が大きく欠落していたものと感じておりました。このことから、私は町長就任以来、町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを町政運営の基本姿勢として、町民が第一であることを再認識し、職員の意識改革を図りながら町政運営に臨んでまいりました。その結果、この2年間の中で、町民の皆さんとお約束してきた公約につきましては、多くの実現を果たすことができました。しかしながら、これまで積み残されてきた行政課題はまだ多く、厳しい財政状況の中にあつて、その解決に向けた対応は非常に困難を極めておりますが、優先すべき課題をしっかりと見極め、今後においてもこの基本姿勢を常に念頭に置きながら、思いやりと笑顔にあふれる新冠の実現に向け、まい進してまいります。なお、各分野における具体的な施策につきましては、主要施策の推進の中で述べさせていただきます。

平成31年度の予算編成について、概要を申し上げます。平成31年度の予算編成にあたりましては、日高自動車道の延伸に伴うにかっぱほろシリ乗馬クラブの移転工事等の実施により、一般会計の予算総額は前年度対比9.6%増の54億7600万円となっております。歳入予算の概要ですが、自主財源であります町税につきましては、個人住民税において一部業種の所得の増加が見られることから前年度対比3.5%の増収を見込んで

おります。法人町民税におきましては、過去6年間の平均伸び率を参考に、前年度対比3.5%の減を見込んでおります。次に、固定資産税は、北海道電力の償却資産の減額等により、前年度対比2.1%の減を見込みました結果、町税全体では前年度対比0.7%の減となっております。次に、地方交付税ですが、国が示した平成31年度の地方財政計画では1.1%の増額となっておりますが、前年度の町税増収に伴う交付税の減少や、昨年度の交付実績を考慮し、前年度対比1.6%減の26億円を見込んでおります。次に、歳出予算の概要ですが、本年度も第5次新冠町総合計画に定められた7つの基本施策に基づく事業を推進することを基本に、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する予算措置に取り組んでおりますが、今年度から3箇年計画により実施するにいかっぷホロシリ乗馬クラブの移転事業費が増加する予算編成となっております。このような中にありましても、昨年度から制度化した農家子弟の親元就農奨励金の交付や町有牧野における哺乳牛舎と哺乳ロボット導入事業、街路灯・道路灯のLED化事業、道営事業による芽呂地区への導水管・配水管敷設工事に併せ町営事業としての各戸への給水工事、胃がん・肺がん・大腸がん検診の30歳から39歳までの若年検診事業など、新たな事業についても取り組むこととしております。その結果、6つの特別会計の予算総額は21億9794万5000円となり、一般会計を含めた平成31年度当初予算の総額は前年度対比10.9%増の76億7394万5000円をもって措置しております。

次に、主な施策の推進について、概要を申し上げます。1つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりについてです。はじめに、地域福祉の充実についてです。急速に進行する少子・高齢化社会の中で、我が町に暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは町の発展にとって大きな要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いてもらうため、結婚記念品として新冠温泉の入浴券とペアフルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続してまいります。地域福祉向上のためには、自助、互助、共助、公助による多様な地域の支え合いにより、個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する体制の整備が求められています。そのため、地域における適切な福祉サービスのあり方、提供体制の整備、住民参加やボランティアの育成等を定める市町村地域福祉計画を策定しました。今後は、福祉の両輪を担う新冠町社会福祉協議会が策定した地域福祉実践計画とともに福祉の充実を図ってまいります。次に、児童福祉の充実についてであります。地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めるため、子ども子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしており、新制度において保育所等の施設における利用者負担額は、公立・私立いずれの施設の利用者にとっても共通した負担になったほか、新制度への移行により負担の増加とならないよう町独自の負担軽減措置を行っているところであります。また、同一世帯で複数の子どもが施設を利用している世帯への多子軽減につきましても町独自の負

担軽減措置を行い、多子にカウントする兄弟の年齢を新制度より拡充しており、平成29年度からは道の補助事業を活用し、3歳未満児に対する第2子以降の保育料を無償化することにより、子育て世代の負担軽減を図り、児童福祉の充実に努めることとしております。さらに、平成30年4月からは、次世代を担う子どもの誕生を祝い、町の活性化と児童の健全な発育を願う、子ども誕生祝金給付事業がスタートしており、子育てに伴う家計への負担軽減を図り子育て支援に寄与していることから、これからも継続してまいります。次に、高齢者福祉についてです。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援することに対する取組みであります。高齢者が介護予防のため定期的に通いの場へ出かけ運動する、いきいき100歳体操は、市街地を中心に9箇所で開催されており、認知症への理解や家族の情報共有の場としての認知症カフェも本町えましまあにおいて定期開催されており、それらの活動の情報発信を行い全町的な普及を目指します。また、医療と介護の連携では、個人の病歴や介護情報を医療機関や薬局、介護事業者、家族と情報共有するためのマイカルテの作成・配付や、広報紙「WA・輪・WA!!」の定期発行を継続します。生活支援体制の整備については、地域の課題抽出や情報共有、行政や制度ではカバーできない部分を住民同士で支え合い解決する体制を整備する生活支援コーディネーターを新冠町社会福祉協議会に引き続き配置いたします。介護従事者の人材育成のための資格取得に対する助成制度につきましても、初任者研修費助成と実務者研修に係る助成を継続いたします。第7期新冠町高齢者保健福祉計画に基づき、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援の充実により実現される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に要支援・要介護者の在宅生活に必要な支援の深化・充実に努めてまいります。次に、障がい者福祉についてですが、第5期新冠町障がい福祉計画に基づき、自立支援や各種支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営しますサポートセンターえましまあ内における「相談室かける」での障がい者の日常生活や就業に係る相談支援や地域活動支援センターにおける日中活動支援を通じ、障がい者の自立を支援してまいります。次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。年代やライフステージに応じ快適な生活が送れるよう、自己効力感や地域コミュニティーを活用した生活習慣病の改善に繋げる健診・各種予防事業を継続して実施してまいります。昨年度より検診負担の無料化を実施してございますが、今年度は特に生活習慣病予備軍を把握するための特定検診の受診対象者を30歳に引き下げる若年検診を実施し、早期発見・早期介入に努めます。妊娠・出産に係る支援について、これまで実施してきた妊婦健診に加え産婦検診を追加いたします。産婦の健康状態・育児状況の確認と産後うつ予防及び早期発見を目的に、検診費用の一部助成を行うものでございます。町民の健康増進に資するための新冠町健康増進計画は、昨年度から2箇年の期間で取り進めており、生活習慣の改善や健康寿命の延伸に係る指針等を盛り込み、さらに食育推進計画を統合した計画を策定いたします。次に、国民健康保険についてですが、昨年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担ってお

ります。財政運営の責任主体が北海道へ移り、市町村はこれまで通り保険給付や保険税の賦課徴収、保険事業を実施することとなります。医療費の増加と北海道へ納める事業納付金が比例する仕組みとなっておりますので、市町村は医療費適正化事業や特定検診事業に積極的に取組むことが求められます。昨年度から特定検診の自己負担の無料化を開始し、生活習慣病の早期発見や特定保健指導による生活習慣の改善、特に糖尿病性腎症による人工透析の移行時期を遅らせるための重症化予防対策を、国保診療所をはじめとした医療機関と連携を図り取組みます。次に、当町における医療行政についてですが、新冠町立国保診療所を1人でも多くの町民の皆さまにかかりつけ医療機関としてご利用いただけるよう、医師を中心とした職員一同がこれまで以上の努力を続けるとともに、安全安心を大切にすまらづくりの一環として、その必要性が強く認められるよう存在意義のある医療機関を今後も目指しながら、診療所運営を進めてまいります。国保診療所は新冠町内唯一の一次医療圏における医療機関として、昨年8月から入院病床及び休日・夜間の救急外来患者さんの受入全面再開を果たしましたが、あくまでも当町における医療充実のための一つの方策の実行でありますので、今後の診療所の安定継続を図るためにも必要職員数の体制は維持しながら、さらに医療提供サービスを低下することなく診療所運営に係る一般会計繰入金の抑制努力を町民の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら続けてまいります。一方、連携医療機関や関係団体等への協力を仰ぎながら、新冠町民の健康を守る中心的存在施設としての役割を果たすため、健康診断等の受入体制強化を図り、医療に関する情報提供を様々な形で行う準備・計画を進め順次取組んでまいります。町民の皆さまから愛され、信頼される地域に根付いた医療機関として診療所の体制づくりにこれからも鋭意努力を続け、町民の皆さんの健康の保持と医療の安全安心を確保してまいります。

2つ目は、潤いのある環境を創出するまちづくりについてであります。はじめに、地球温暖化対策についてです。省エネ・二酸化炭素削減による地球温暖化の防止に貢献する取組みにつきまして、各家庭におけるLED照明の奨励対策を引き続き実施するとともに、これまで未整備だった地域の電柱一体型街路灯及び町有道路灯の全てをリース方式によりLED灯に整備してまいります。次に、環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクルの推進については、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んでまいりました。これまでごみ袋に持ち手を付けた形状に変更するなど、利便性の向上に努めてまいりましたが、今後におきましてもごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底とリサイクル活動の一層の推進に努めてまいります。環境衛生の推進につきましては、平成13年度から制度化している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため合併処理浄化槽の設置に対する助成を継続してまいります。また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響のある場合など一定の基準により所有者に対して除却費用の一部を助成する危険空家等除却補助事業を継続実施し、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進してまいります。火葬場の維持管

理につきましては、経年劣化した1号火葬炉側壁等改修工事をはじめ、2号火葬炉拡大改修工事を行うなど、これまで適切な維持管理補修を行ってきたところでございます。また、現代社会において家族の一員として位置付けられているペットの火葬についてもニーズに対応できる体制を整えているところでもあります。

3つ目は、快適で暮らしやすいまちづくりについてです。はじめに、公営住宅の整備についてです。平成30年度で更新した新冠町公営住宅長寿命化計画に基づき、国の交付金事業を活用した節婦ふれあいタウンの内部改修工事を本年度も継続してまいります。各団地につきましては、維持的な修繕工事も行いながら未利用地や跡地利用を踏まえ、快適な居住環境を目指してまいります。また、一般住宅における耐震改修や省エネ・バリアフリーなどの改修工事に対する補助事業につきましては、本年度も新冠町住宅リフォーム助成金交付金事業として交付金事業を活用し、継続してまいります。次に、水道事業については、道営事業により芽呂地区の導水管及び配水管の敷設工事が行われるのに併せ、町事業として各戸給水工事等も実施いたします。下水道事業については、平成25年度に町が策定した長寿命化計画に基づき、交付金事業により本年度もマンホールポンプ所などの機械、電気設備の更新工事を中心に継続して行ってまいります。河川・明渠事業については、堆積土の除去や立木伐採等により河川・排水路断面を確保するとともに、護岸等破損箇所の補修工事を行い、河川・明渠施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。道路事業については、道営事業により芽呂地区の道路整備事業で用地測量業務及び一部本体工事が行われます。また、交付金事業として新冠市街地線1号支線の改築工事を継続してまいります。橋梁の長寿命化工事は策定した年次計画に基づき、交付金事業により補修工事を中心に本年度も継続してまいります。また、共栄4号線などの舗装等の工事に着手するほか、その他の路線におきましても舗装や排水施設などの維持管理を行い、交通安全対策、道路機能の向上、生活基盤の安定を図り、道路施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。次に、情報通信基盤整備についてです。町内の光回線によるブロードバンド環境につきましては、平成24年に市街地地域において整備されておりましたが、未整備地域において携帯電話が繋がらない地域での不感地域の解消をはじめ事業活動での活用など多くの要望もあり、過去2度の申請をいたしましたが無事には至ってございません。しかしながら、町といたしましても防災対策、定住・移住対策促進の面からも整備の必要性を強く認識しているところでございます。通信格差の解消と高度情報化社会に対応した環境の整備を進めるため、平成30年度に事業の円滑な執行のための事前調査を行っておりますので、高速通信網の拡充に向け国の補助制度を活用した上で光回線整備に努めてまいります。次に、地域公共交通の確保についてです。公共交通機関は人口減少や自家用車の普及などにより利用者の減少傾向にあり、公共交通を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますが、一方で高齢化の進展に伴い地域公共交通の果たす役割は重要性が高まってきております。誰もが公共交通を利用して外出できる町、人々が生き生きと活動できる町をつくるため、利用者のニーズに即した交通体系を確保することが将来を展望したまちづくりにお

いて必要であることから、地域の足として定着しております西新冠地区における自宅送迎型のデマンドバス並びに町内全域及び新ひだか町静内地区の医療機関への送迎機能を付加したコミュニティーバス、メロディー号の運行につきましては、今後とも利用者の皆さんの声に耳を傾け、運行時刻や運行経路等の見直しなどを行い、地域事情に即した利便性が高く持続可能な地域公共交通網の形成に努めてまいります。次に、生鮮食品等の買い物対策についてでございます。農協ストアの閉店以来、町内で生鮮食料品を日常的に扱う店舗がなくなり、不便を感じておられた多くの町民にとって、昨年末の町内の青年有志による道の駅ゾーンへの出店は何よりも心強いものと感じておりますし、今後の事業展開にも期待しているところでもあり、町民皆さまのお力添えを得ながらしばらく推移を見守ってまいりたいと考えております。

4つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。はじめに、防災対策についてであります。昨年は、西日本豪雨や胆振東部地震など大きな災害が相次いで発生し、最近では災害発生の頻度も高くなっていると同時に被害が甚大化しており、いつ、どこで、どのような規模の災害が発生してもおかしくない状況にあることから、常に災害対策、防災と減災を念頭に置きながら、予期せぬ災害に備え防災事業を実施し、自助及び地域による共助の意識醸成、向上に努め町民とともに災害に強いまちづくりを進めてまいります。本年度は防災備品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うとともに、津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し速やかに対応できるよう機器管理体制の強化に努めてまいりますほか、新冠川市街地左岸の護岸嵩上げをはじめとする安全対策については、北海道に対し引き続き協議要請してまいります。次に、交通安全・防犯対策についてですが、交通事故の防止には一人一人が人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要があります。そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要とされているところであり、本年度も町交通安全推進委員会との連携を強化し、交通安全指導員への活動支援及び啓発活動や道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策に努めることとします。さらに、平成31年4月からは高齢運転者免許返納手数料等補助事業をスタートさせ、高齢者に対し運転免許証の自主返納を促し、交通事故防止に努めてまいります。また、町民生活の安全の確保並びに地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会及び関係機関との連携を図り、安全で住みよいまちづくりを目指してまいります。

5つ目は、力強く安定した産業づくりについてです。はじめに、農業の振興についてであります。当町の農業は、水稻や施設野菜などの耕種農業から軽種馬、酪農、肉用牛などの畜産業まで多岐にわたる経営体系が確立され、それぞれが産地として定着してまいっております。安定した生産基盤を維持していくためにも担い手の育成や確保は喫緊の課題であり、関係機関や農業団体の協力をいただきながら新規就農対策及び後継者対策に取り組んでいるところであります。新規就農対策におきましては、就農イベントブースへの出展や情報の発信などを通じ、引き続き就農希望者の確保に努めてまいります。後継者対策では平成30年度に制度化いたしました農業後継者親元就農奨励金につきまして、これまでに

2組の経営体から申請があり、関係予算を平成31年度当初予算に計上したところであり、後継者には農業機械の免許や資格取得費用に対する助成制度も用意してございますので、これらの事業のPRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農していただくよう支援してまいります。水稻・畑作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とした経営所得安定対策事業の実施など安定的な農産物の生産と農業所得の向上に努めてまいります。施設園芸作物では、ビニールハウスへの支援と合わせ農作物の効率的な生産管理と省力化が図られている自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持・拡大に向けて取組んでまいります。軽種馬振興については、歩養動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する継続的な支援を行い、新冠産馬の販売向上に繋げてまいります。また、ホッカイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策といたしまして、協賛レースの実施やアイバ祭の開催を通じ、競馬事業の振興に努めてまいります。酪農振興については、良質な生乳の生産やゆとり・豊かさを持った酪農経営のために、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合への支援を継続してまいります。また、町有牧野での預託事業を通じて、自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進と健全育成に努めてまいります。肉牛振興については、和牛センターにおける育種価判明事業を推進し、能力の高い繁殖雌牛の選抜を進め、効率的な和牛改良を進めてまいります。育種価能力の高い町有牛から採卵した受精卵提供事業は、和牛改良組合及び酪農振興会ともに好評を得ておりますので、本年度も安定的な供給に努め受精卵を用いた乳肉連携による和牛繁殖基盤のさらなる強化と低コストによる生産体制の構築を推進してまいります。町有牧野におきましては、授乳期における適切な哺乳を行うために必要な哺乳牛舎及び哺乳ロボット2基を整備し、将来の哺乳期から出産期前までの通年預託受入体制の基盤づくりを進めてまいります。これは、生産者の経営規模拡大や高齢化に伴う労働力不足、さらには搾乳設備の不足や作業機械の更新時期における多額な投資の抑制、生産者個々の労働時間の短縮を図るために町有牧野が生産活動の一部となる哺乳から育成、繁殖までを担う将来像を想定し臨むものであり、これにより経営の規模拡大や経営継承をする担い手確保などにも大きく貢献できるものとも考えております。まずは職員の技術力を高めながら体制を整え、本年度中の試験的な受入れを開始できるよう取組んでまいります。家畜防疫については、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の啓発などにも努めてまいります。毎年度エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けておりました農作物については、これまでの駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、被害面積は減少傾向に転じております。本年度につきましても日高西部鳥獣被害防止対策協議会や北海道狩猟会日高中部支部新冠分会の協力をいただきながら駆除対策に取り組んでまいります。次に、林業の振興についてでございます。安全な国土の形成や水源のかん養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など森林が持つ多面的な効果については、国民一人一人が広く恩恵を受けているものでございます。その一方、

森林現場におきましては、森林所有者の高齢化に伴う経営意欲の低下や担い手不足の懸念とともに、管理の行き届いていない森林や所有者不明の森林、境界が不明の森林が増加するなどの課題を抱えてございます。本年度からスタートする新たな森林経営管理制度では、森林管理に係る所有者の責務が明確化されたことに加え、適切な管理がされていない森林への市町村への関与や管理に関する権限等が定められ、官民の連携による管理方法が示されたところでございますので、制度の主旨に沿った運用に心がけながら森林資源の適切な管理に努めてまいります。なお、町有林につきましては、森林経営計画に基づき、伐期を迎えた岩清水・古岸地区のカラマツ23.32ヘクタールの皆伐のほか、造林や下刈り、間伐を継続的に実施してまいります。次に、水産業の振興についてです。水産業は気象や海水温の細かな変化が著しく漁獲量に影響を及ぼします。沿岸漁業を主体とする当町にとっては限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた地道な取組みが大変重要であり、漁業協働組合や関係団体との連携を図りながら安定生産に向けた資源の育成・管理に努めてまいります。主力となるタコ漁につきましては、国の支援により整備されるタコ産卵礁の周辺に、稚ダコ保育礁の設置事業を組み合わせることで、事業の相乗効果を図っているところであります。本年度からも事業を継続するとともに、関係機関の協力をいただきながら事業効果を検証してまいります。希少資源であるマツカワの放流事業につきましては、えりも以西太平洋海域における広域的な取組みでありますので、安定した資源の造成と魚価の向上、消費拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。資源回復を図っているホッキ貝につきましては、水産多面的機能発揮対策事業による漁場の耕うんとともに、町単独費による最小成貝放流事業を組み合わせ、安定した漁獲量の確保に努めてまいります。また、懸念されております担い手対策につきましては、新規参入を中心とする事業創設に向けて、漁業者や漁業協同組合との検討を進めてまいります。地元漁業者から各種要望を受けております漁港整備事業については、早期に整備が進められるよう引き続き関係機関に要望してまいります。次に、観光振興についてでございます。新冠温泉をはじめ乗馬施設、森林公園、道の駅などの観光関係施設の適正な管理に努めるとともに、各種改善を行い利用者の快適性の確保を図り、観光客等の利用促進や交流人口の拡大に努めてまいります。日高道の延伸により、西泊津町有地への移転が必要な乗馬クラブにつきましては、移転先での各施設の整備工事を進めてまいりますほか、道の駅ゾーンにつきましては新冠インターチェンジ開通を見据えた中で道の駅への立ち寄り客の増加が見込まれますし、関係機関からもリニューアルを望む声もありますのでリニューアルの検討を考えてまいります。ソフト面での取組みとしては、道内各自治体と連携事業を行っている札幌市内のホテルと広域連携事業を実施し、観光やレコード文化の取組みなど町のPRを図るとともに、厚賀インターチェンジ開通を契機に日高地域への人口の流れを拡大し、地域の活性化に繋げ、オール日高で日高地域の魅力発信を行うため、道央圏や各町でのイベントへの出店や様々な広告媒体を通じたPR活動の充実に努めることとしております。町内における観光振興の中心的な役割を果たすべき観光協会の推進体制として、地域おこし協力

隊制度を含め充実を図るほか、町の観光担当者も加わり観光協会と一体となって町の多様な観光資源を活かした観光振興を推進し、交流人口増加による地域経済の活性化を促進するとともに、魅力ある観光づくりに取り組んでまいります。

6つ目は、学校・家庭・地域社会が一体となった人づくりについてです。平成32年度から導入が始まります次期学習指導要領の基盤となる考え方は、社会に開かれた教育課程であり、今後においてはこれまで以上に家庭や地域が連携・協働しながら未来の作り手となる子ども達に必要な資質・能力を育むことが必要となり、学校・家庭・地域が一体となった人材育成が求められることとなります。当町では、平成29年度に策定した教育大綱において、生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育を基本理念として掲げておりますが、これを実現するため教育委員会と政策の方向性を共有する総合教育会議を適宜開催しながら、行政間の連携を図り、教育の推進を図ってまいり所存であります。そのため、学校教育の分野においては幼児教育の推進として、安全安心に配慮しながら教育・保育環境の整備を推進するとともに、小学校との連続性を意識したこども園運営を支援するとともに、小中学校においては地域とともにある学校への転換を図るためにコミュニティースクールの導入と小中一貫教育についての調査研究に対する支援に努めてまいります。また、児童生徒数の減少に伴う学級数の維持対策として、朝日小学校に対しましては引き続き2名の町費負担教員を配置するとともに、さらに本年度においても新冠中学校に1名の町費負担教員を配置し、学級数を維持する取組みを進め、学校経営の充実を支援してまいります。次に、社会教育分野においては、町民の皆さまが生涯にわたって自主的に学び、活動できるよう学習や体験機会の充実への支援に努めてまいります。特に、レ・コード館を中心とした社会教育施設の計画的な維持管理に努め、施設の特性を活かすことで一層利用しやすく、それぞれの活動の質を高めることができるよう施設利用の再検討をしながら事業活動への支援を図ってまいります。また、町民の皆さまが生きる力を育み、生きがいを実感できるよう、それぞれの階層を対象に展開される文化活動やスポーツ活動を支援することで、社会教育活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会の連携、協調に努めてまいりたいと存じます。

最後に、自立したまちづくりについてでございます。住民目線に立った町政の推進や町民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、行政と町民の皆さまの間に情報の共有化が不可欠なことから、町が取組んでいる事業やこれから取組もうとしている政策の経過などの情報を公開し、開かれた行政の一層の推進を図るため、町政懇談会を開催するほか住民参画のまちづくりを一層推進するため、マイタウン30委員会における様々な視点からの意見をまちづくり施策に反映させてまいります。町のあるべき将来像に向けて行動するための指針としております総合計画につきましては、計画期間を10年としており第5次計画が本年平成31年度をもって終了いたしますので、まちづくりの基本方向や基本施策を示す第6次計画の策定を進めてまいります。まちの根幹をなす人口の確保につきましては、第3期定住・移住支援事業により、住宅の取得に対する各種助成金等の交付を行い、

持ち家の奨励と中古住宅の流通による定住の促進及び空き家対策も並行し、一層の推進をしてまいります。

以上、平成31年度における町政執行に臨むにあたっての私の所信と主な施策について述べさせていただきました。本年度は、平成22年度からスタートした第5次新冠町総合計画の最終年となります。この計画で掲げた目標とこれまでの達成状況を検証し、それぞれの政策の成果が最大限発揮できるよう心を配ってまいりますと同時に、2020年からスタートする新たな総合計画の樹立にあたって、私の町政運営の基本姿勢としております、町民の声が生かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりのとおり、多くの町民の皆さんのご意見を伺いながら、郷土新冠町の将来を元気で生き生きとした個性豊かな地域とする政策の執行に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、議会議員の皆さまをはじめ町民の皆さん、関係機関並びに関係諸団体の皆さんの特段のご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、平成31年度の執行方針といたします。

○議長（芳住革二君） 町長の行政執行方針が終わりました。暫時休憩いたします。再開は、11時15分といたします。

（11時01分）

（11時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（芳住革二君） 教育長より教育行政執行方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 平成31年第1回定例会の開会にあたり、平成31年度教育行政執行方針を申し上げます。はじめに、近年我が国では、加速する人口減少やグローバル化の進展、さらには人工知能の普及などが社会のあらゆる領域に様々な変化をもたらしており、人の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、教育に課せられる課題も益々複雑化してきております。変化が激しく、将来の予測が難しい時代にあって、教育行政が当町の将来を展望した取組みを展開していく上で必要なことは、支え合い助け合う心やふるさとを愛する心の育成、そして子どもたちの主体的な行動やその行動の裏付けとなる資質能力の育成にあると考えております。教育委員会は、総合教育会議を通して町長と教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感を持って次代を担う子どもたちが夢や希望に向かって逞しく生き抜く力を育み、町民一人一人が心豊かに生きがいを感じる暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいりたいと存じます。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。まず、学校教育に関しましては、未来の創り手となる子どもたちには、変化の激しい時代にあって、強く・優しく・

逞しく生き抜いていくために必要となる知識・技能の習得はもとより、思考力・判断力・表現力の育成、さらには学習に向かう力や人間性の涵養の偏りのない実現が重要といわれており、学習に主体的に取り組むことを基本に、道徳性や人間性を養うことが重要となっております。また、近年特別な教育支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、切れ目のない一貫した指導や支援の充実が必要とされているほか、未来を担う子どもたちの豊かな成長を実現するために、地域全体で子どもの成長を支え、町を創生する地域とともにある学校づくりが求められております。このことを踏まえ、各学校が新学習指導要領を意識した適切な教育課程を編成し、その実践や評価を通じて子どもたちに着実に生きる力が育まれるよう、施策の推進に努めてまいりたいと考えます。また、社会教育におきましては、町民の皆さまが日々の暮らしの中での学習活動を通じ、地域の絆を深め、活力あるコミュニティを形成するためには、一人一人がふるさとの歴史や文化を見つめ直し、創造力や感性を磨き、まちづくりを担う人材育成を進めることが大切でありますので、多様化するニーズを的確に捉えた上で、引き続き町民憲章や「R e」の精神を大切にした事業展開に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。はじめに、生きる力を育む学校教育の充実についてであります。小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度から全面実施となります次期学習指導要領は、学校教育が継続して育成を目指してきた、生きる力の育成を理念としながら、急速な変化で予測不可能な未来社会において、創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待される子ども達に必要な資質・能力を確実に育成するため、学校と社会が連携・協働していくことを重視した社会に開かれた教育課程の実現を目指しております。この、社会に開かれた教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、1つにはよりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有すること。2つ目には、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしていくこと。3つ目には、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。この3点が重要とされております。このため、接続や連携を意図とした「つなぐ」ということを意識しながら、学校と地域社会との密接な関係を保つ協働体制を構築し、各学校において学年間連携はもとより、子ども園を含める学校間の連携に加え、保健福祉行政・社会教育や近隣高等学校との連携など、これまで以上に視野を広げた教育課程の改善による学校教育の充実が必要となります。その実現のために、次の取組みを推進してまいります。

1点目は、確かな学力の向上についてであります。確かな学力とは、知識や技能の習得に加え、学ぶ意欲や自ら課題を見つけ主体的に判断し行動することにより、問題を解決していくために必要となる資質や能力のことであると言えます。義務教育期間における確かな学力の向上には、連携から接続を意識した切れ目のない9年間の系統的な学びが重要であり、対策検討会議を活用しながら、幼小中一貫を意識した教育課程の充実を図ることが

必要であります。各小中学校における教育課程においては、目指す資質・能力を明確化し、教育活動の質の向上を図るために、教育課程のP D C Aサイクルを循環型のマネジメントとして機能させ、学校全体で実践活動の改善に取り組んでいくほか、教師の指導力向上を図る取組みとして、教えるから学ぶへの転換を意識した授業改善を推進し、併せて見直す・振り返る学習活動や主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングを推進してまいります。また、情報化社会に適応する人材育成に向けた情報教育を進めるために、I C T機器を活用した分かる授業づくり、プログラミング教育やeラーニングシステムの活用など、児童生徒に適切な情報活用能力を身に付ける取組みや研究を進めてまいります。さらに、次期学習指導要領の施行に向け、先行実施しております外国語教育におきましては、A L Tの有効な活用を通じ、その実践活動の充実を図るとともに、外国語授業における小中の接続を円滑に進めるため、乗入れ授業を実施してまいります。また、家庭学習の基盤となる望ましい生活習慣の定着を図るため、家庭との連携を深めるとともに、社会教育との連携を図り、児童館事業を活用した個人学習・読書活動の定着、つうがく合宿等の事業連携を進めてまいります。

2点目は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。児童生徒が将来に向かって自己実現を図っていくためには、その活動の源となる心身の健全な成長が重要であります。児童生徒が生涯にわたって運動やスポーツの楽しさ、喜びを実感し、豊かに成長していくためには体力の維持向上は不可欠でありますので、引き続き体力運動能力調査の全学年、全種目実施と、結果分析に基づく対策検討に努めるほか、幼小中の連携事業として実施しております縄跳びについても効果検証を行うとともに、体力向上に向けた1校1実践の取組みを進めてまいります。また、豊かな心を育成し、想像力を高め、豊かな情操を育む上で読書は重要な教育活動でありますことから、朝読書などの活動を推進し、読書の定着と読解力や言語能力の育成を図ってまいるほか、生徒指導と教育相談の充実を図る取組みとして、心の悩みやいじめ、不登校の解消に向け組織指導体制を強化し、アンケート調査や診断ツールを活用した指導の充実に努めると同時に、スクールカウンセラーの活用や、関係機関との連携強化を進めてまいります。さらに、スマートフォン等の普及に伴う情報モラル教育を推進し、保護者を含め課題や問題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底を進めるほか、健康安全教育の観点から児童生徒の定期健診の継続、あるいは中学校におけるフッ化物洗口の実施を進めてまいります。

3点目は、道徳教育の推進についてであります。特別の教科道徳は、小学校では平成30年度から教科化されておりますが、中学校においては本年度から教科化されます。当町では、平成28年度から小中学校において教科化に向けた準備に取り組んでまいりましたが、本年度は改めて実施計画の見直しを行い、授業の中で考え議論する道徳の研究を進めることで、子どもの道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育む授業の構築を進めるとともに、その授業の公開にも努めてまいります。

4点目に、特色ある教育活動の推進についてであります。学校教育では、児童生徒の個

性を活かし、その能力を十分に伸ばすため、教育活動全体において、それぞれの個性を尊重した創造的で、柔軟な取り組みを展開していく必要があります。そのため学校は、児童生徒の実態を踏まえた上で、地域社会や教育機関をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を推進していくことが重要となります。まず、児童生徒が自立した社会人となるためにキャリア教育は欠かせない教育活動でありますので、地域人材のゲストティーチャーとしての活用や、町内企業の協力を得ながら、職場体験を実施するなど望ましい勤労観や職業観の育成に努めてまいります。また、主権者教育においては、特に中学校の教育活動を中心としながら、まちづくりへの参画意識や、ふるさと愛を育むこと目的とした町長とのまちづくり懇談会や町部局との連携による模擬投票を継続実施してまいります。さらに、生きた教材である新聞を活用した教育活動を積極的に取り入れていくと同時に、図書プラザ事業と連携した読書活動を推進し、閲覧習慣や読書習慣の定着化を図り、読解力や文字、活字に親しむ教育の推進を図ってまいります。また、児童館機能と連携した子ども未来塾における学習方法の工夫を進めるほか、郷土資料館学芸員と連携して新冠百話の活用やアイヌ文化に関する学習などのふるさと教育を推進してまいります。

5点目は、特別支援教育の充実についてであります。近年、特別な支援を必要とする子どもの増加が見られる中、小中学校においてはこれらの児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るために、個別の指導計画・教育支援計画の作成に基づく切れ目のない一貫した支援体制を確立し、関係機関と連携した早期教育相談と支援を推進してまいります。また、就学・進学時における情報共有など、学校間の引き継ぎの円滑化による指導・支援体制の充実を進めるとともに、教職員研修の充実を図ってまいります。

6点目は、信頼される学校づくりの推進についてであります。学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現していくためには、学校・地域社会が協働した取り組みを実践していくことが重要であります。そのためには、地域に開かれた学校から地域とともにある学校への転換が必要であり、その実現のため本年度から各小中学校に学校運営協議会を設置いたします。加えて、各校に設置する運営協議会とは別に、地域全体で幼小中の各教育課程を支援する体制を構築するため、コミュニティ・スクール推進委員会を組織し、幼稚園教育、義務教育期間12年間を見据えた教育環境づくりを推進してまいります。また、一般的にコミュニティ・スクールと一貫教育の取り組みは、一体的な取り組みが望ましいとされておりますことから、継続して小中一貫教育の研究を進め、校種間の連携をより強固なものとし、各学校長の経営ビジョンの共有や連携体制等の機能化を進めるとともに、幼小中合同の研修会、視察研修の取り組みも進めてまいります。

7点目は、教育環境の整備についてであります。本年度の学級編制は、少子化、児童生徒の転校に伴い、新冠小学校では2学級の減、新冠中学校では1学級の減となり、朝日小学校においてはさらに複式化が進む見込みでございます。学級数が減少しますと、1学級あたりの児童生徒数が増加し、授業や学級運営に影響を及ぼすことが予想されますことか

ら、各小中学校に対しましては引き続き学校事情に応じ学習支援員を配置することで支援を継続するとともに、新冠中学校に対しましては対象となる学年が3年生であり、進路決定や受験時期であることに鑑みますと、学級環境を維持することが望ましいとの判断から、期限付きで町費負担教諭を1名配置し、2学級を維持する方針でございます。また、朝日小学校におきましては、これまでの複式4学級が3学級となる見込みであります。これまでどおり町費負担教諭を2名配置し、一部で単式学級維持を行います。新年度からは5学級の複式教育を導入いたします。複式化にあたりましては、教育活動に影響の及ぶことがないように学校と連携した対応に心がけてまいります。次に、学習環境の整備・充実についてであります。各学校においては現在、ICT機器を活用した効果的な教育活動が展開されておりますが、情報技術の進展に対応した教育活動の実践に向けまして、引き続き教職員の研修や計画的な機器整備に努めてまいります。また、給食の充実と食育の推進に関しましてはアンケート調査を実施し、給食提供内容の評価検証を行うとともに、町部局の管理栄養士や歯科衛生士の協力を得ながら食育の推進を図ってまいります。さらに、老朽化が進む義務教育施設の長寿化計画の策定を進めるとともに、教職員の働き方改革の対応として、町の行動計画を策定した上で校務支援システムの導入検討や勤務実態把握のためのタイムカードを導入するなど、教職員の負担軽減に配慮した取組みを行ってまいります。今後の教育環境に関しましては、町費負担教諭の学校規模に応じた適正な配置計画や学校施設の老朽化対策、さらには小中一貫教育を見据えた環境整備に関し検討を加える時期であるとの認識から、本年度において町立学校のあり方検討委員会を組織し、検討・協議を行った上で、教育委員会の考え方を具体化してまいりたいと考えております。

8点目は、認定こども園の幼児教育・保育の推進であります。本年度は、教育保育目標を柔軟な思考と試行、豊かな人間性、粘り強い精神力と設定し、小学校への接続を意識した幼児教育の充実を図るため、スタートカリキュラムを編成し実践を進めるとともに、小学校との密接な連携を図り、情報共有や要支援児の把握と早期対応に努めてまいります。また、幼児教育の質を高めるために、保育教諭の計画的な研修派遣や園内研修を進めるとともに、関係機関との連携強化を図ってまいります。さらに、安心安全な施設運営に向けた保育教諭の適正配置と環境整備に努めるとともに、本年度においては未満児の入所希望の増加が見込まれますことから、待機児童解消に向けた単年度の対応として、保育室と子育て支援センターの入れ替えを行い、未満児保育室スペースを確保する中で受け入れ対応することといたしまして、保育教諭の適切な配置を行いながら、安心安全な施設運営を進めてまいります。子育て支援センターの取組みにおきましては、育児不安解消を目的に来園される保護者のために、相談機能をより充実させることが必要でありますので、保健福祉行政や学校、発達支援センターなどの関係機関と綿密な連携を図り、適切な支援体制を整えてまいります。また、支援センターを有する子ども園の機能を広範囲に活用していただくために、児童館事業との連携を図り、職員交流を行うなどして専門知識の提供や事業連携等を進め、子育て支援事業の充実を図ってまいります。

次に、ふるさとを愛し生涯にわたり学びあい、教えあう学習社会についてであります。社会教育においては、引き続き町民憲章と「R e」の精神を意識し、各事業に関連付けながらレ・コード館を拠点とした特徴ある事業を推進するとともに、学習機会や体験型事業の充実を図り、町民の多様化する学習ニーズに応えてまいります。また、社会体育においては、本年度が第3次スポーツ振興計画の初年度でございますので、基本理念として掲げました生涯にわたってスポーツに親しむまちづくりの実現に向け、邁進してまいりたいと存じます。

主要施策の1点目は、レ・コード館を中心とした社会教育の推進についてであります。音楽の町としての特徴を活かした文化活動の向上を目指し、文化協会をはじめとする各団体への支援を強化してまいります。特に、音楽の体験や合唱等の奨励を中心に、町民ニーズに即した生涯学習講座の充実に努めてまいります。また、レ・コード館運営や収集レコードの活用方法など、施設の新たな特徴化に向け、本館と類似する施設であります石川県金沢市の金沢蓄音器館に職員を派遣した上で、同館との連携を検討してまいります。さらに、本年度からスタートいたしますコミュニティ・スクール運営への係わりとして、社会教育課がもつ機能を活用し学校と地域のつなぎ役として、各学校とのさらなる関係強化を図ってまいります。また、社会教育施設の将来を見据え、教育施設全体の長寿命化計画と連携した改修計画の策定を進めてまいります。

2点目は、社会体育の充実についてであります。スポーツは、する、みる、ささえるということも含まれ、体力向上や健康づくりで、さらには家族や地域の絆を深めるなど、明るく豊かな生活を送る上で重要な役割をもっておりますことから、町民の皆さんがスポーツに親しむことができますよう、第3次スポーツ振興計画の実践に努めてまいります。特に、子どもの体力向上を目指し、幼児期においては体を動かすことの楽しさを伝え、少年期では多様な競技を体験するスポーツ教室の充実を図ってまいります。また、健康型スポーツ活動に関する町民ニーズが高まっておりますので、体育関係団体・保健・医療・福祉分野とも連携し、健康を視点とした運動教室を推進してまいりますとともに、スポーツ推進委員の組織機能と連携し、多くの町民がスポーツに気軽に取り組めるスポーツレクリエーションの普及推進に努めてまいります。さらに、多様化する町民ニーズに的確に応えられるよう、体育協会をはじめ各スポーツ団体と連携を深め、引き続き指導體制の充実に努めるとともに、スポーツをするだけでなく、みる、ささえる視点での取組みを検討してまいります。

3点目は、郷土資料館事業の充実についてであります。資料館が持つ資料収集、整理保存、調査研究、教育普及という4つの機能を活かし、ふるさとの自然や歴史、文化を学ぶ施設として、町民の皆さんに親しまれる館運営に努めてまいります。その上で、学芸員の専門性を活かし、学校教育と連携したふるさとに関する学習の提供を推進してまいります。また、主催事業においては、新冠百話・絵本を積極的に活用した事業を展開するほか、本年度は元号が平成から新元号へ変わる時代の節目となりますことから、当町における平成

を振り返る特別展を計画するなど、ふるさと教育に視点を置いた学習や体験講座の開催に努めてまいります。

4点目は、図書プラザ事業の充実についてであります。図書プラザの機能は、資料や情報の提供など町民の皆さんの学習活動を支える上で大きな役割を担っておりますことから、常に利用者ニーズの把握に心がけ、利便性を重視した施設運営に努めてまいります。特に、本年度は全道学校図書館活用促進研修会が新冠小学校を会場校に開催されますので、事業運営への支援を行ってまいります。また、子どもの読書習慣の定着に向け、学校図書室との連携やブックスタート事業、さらには読書記録やアニマル号の運行を活用し、趣向を凝らした図書事業に努めてまいります。

5点目は、青少年教育の充実についてであります。新冠の自然や資源を活用した自然体験教室においては、田植えや酪農、漁業体験を取り入れ、産業体験を重点化した事業運営に努めてまいります。また、少年国内研修交流事業につきましては、継続した取組みを予定しておりますけれども、交流を行っている沖縄県金武町子ども会から明年2月に来町の意向を伺っております。金武町には、当町研修生の自然体験やホームステイなどで大変お世話になっておりますので、来町が正式決定いたしましたら受け入れについて具体的な準備を進めてまいります。さらに、町民センターで展開しております児童館クラブ事業は、児童館、放課後子ども教室、学童保育の3事業を兼ね、各事業との連携で遊びや体験を中心に学習支援や学童保育の要素を取り入れた運営を行っており、利用も増加傾向にありますことから引き続き児童の安全安心を第一に、趣向を凝らした事業展開と機能の充実に努めてまいります。また、毎年積極的に活動を展開していただいております青年団体の活動に対しましては、その事業活動の維持向上に向けた支援を継続してまいります。

6点目は、成人教育の充実についてであります。各年齢層の多様な学習ニーズを的確に把握し、きめ細かな支援活動を展開してまいります。また、家庭教育においては、親同士の繋がりを強化するとともに、地域ぐるみでの子育て意識を醸成するため、学校やPTAとも連携を図り、親世代の自主的な学びへの支援を行ってまいります。さらに、高齢社会への対応として重要となる高齢者教育では、いきいき大学を中心に健康を意識した取組みとして町が実施する介護予防教室との連携を強化し、参加しやすい事業運営に努めてまいります。また、女性の社会進出の促進においては、様々な活動機会が必要となりますことから、女性コミュニティー会議とも協議しながら、女性の視点を大切にした学習機会の創設を図ってまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行方針について申し上げます。現下の情勢は、変化の激しい先の読めない状況ではありますが、その中であって教育に求められることは、子ども達が様々な困難を乗り越えるための力、いわゆる生き抜く力を育むことであり、このことは今も昔も不易のことであると存じます。どのように社会が変化しようとも、ふるさとを愛する心と逞しく生き抜く力があれば、将来に向かって夢や希望を持ち続け、主体的に行動することができます。そのような人づくりこそが新冠町の明るい未来の礎になる

と考えております。新冠町子ども達が、困難に直面してもしっかりと立ちあがり、前を向いて未来へと逞しく歩みを進められるよう、学校・家庭・地域、そして行政が一体となって子どもの成長を支えるとともに、町民の皆さまが、生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、教育の振興・発展に取り組んでまいり所存でございますので、町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解あるご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

（11時45分）

（12時58分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 3 議案第10号 平成31年度新冠町一般会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第10号 平成31年度新冠町一般会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第10号 平成31年度新冠町一般会計予算について、提案理由を説明いたします。平成31年度新冠町一般会計の予算は、次に定めるところによるものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億7600万円に定めようとするものです。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。債務負担行為 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものとします。後ほど説明いたします。地方債 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものとします。内容につきましては、後ほどご説明いたします。一時借入金 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものであります。歳出予算の流用 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとするものです。第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。次に、債務負担行為の説明に入りますので、7ページをお開き下さい。第2表 債務負担行為です。本会議場設備改修費 限度額1718万1000円は、昨年9月の胆振東部地震によるブラックアウトの影響と思われる本会議場音響設備、録音設備、テレビ協調設備の故障に伴い設備を改修するもので、備荒資金組合から資金を借入し5年間で返済するものであります。町有バス購入費 限度額1

021万4000円は、平成5年に購入した42人乗り町有バスが老朽化により故障が頻発していることから更新をするもので、備荒資金組合から資金を借入し7年間で返済するものです。なお、更新車両は、近年の利用実態から29人乗りマイクロバスを予定しております。LED街路灯借上料 限度額3463万1000円は、地域の電柱一体型街路灯及び町有道路灯の全てをリース方式によりLED化するもので、地元電気工事者が施工しリース会社と10年間のリース契約を締結するもので260基を予定しております。次に、地方債の説明を行いますので、8ページをお開き願います。第3表 地方債 今年度地方債の借入れを起こすものは、下段の臨時財政対策債まで合計4億4330万円を限度として借入を起こすものであります。起債額の内訳としまして、全額交付税措置されます臨時財政対策債1億400万円を除きますと3億3930万円となり、この内8割が交付税措置される辺地対策事業債、7割が交付税措置される過疎債、これらを精査いたしますと実質的な一般財源は1億1047万円となります。過疎地域自立促進特別事業 限度額6950万円は、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために活用しているもので、9ページの事業に充てております。哺育牛舎新設整備事業 限度額1530万円は、町有牧野において哺乳牛舎1棟及び哺乳ロボット2台の整備に係る過疎債で、収容頭数48頭の新設工事です。乗馬施設整備事業 限度額1億1370万円は、日高自動車道の延伸に伴うにいかっぷホロシリ乗馬クラブの施設整備に係る過疎債で、クラブハウス、厩舎、職員休憩所、角馬場、牧柵等付帯施設などを整備するものであります。橋梁長寿命化事業 限度額2080万円は、防災・安全社会資本整備交付金を活用し実施する節婦1号橋と節婦2号橋の修繕工事に係る過疎債と太陽1号橋、陽成橋、泉橋の修繕工事に係る辺地債であります。小型動力ポンプ購入事業 限度額150万円は、年次計画により整備している小型動力ポンプ1台、消防用ホース40本の更新に係る過疎債です。小規模治山事業 限度額1450万円は、道の地域づくり総合交付金を活用し実施する里平富居地先の治山工事に係る一般単独事業債です。新冠市街地線1号支線道路改良工事 限度額520万円は、社会資本整備総合交付金を活用して実施する道路改良工事に係る公共事業等債です。地域住宅整備事業 限度額840万円は、社会資本整備交付金を活用し実施する節婦ふれあいタウン4号棟の住宅内部改修に係る公営住宅建設事業債です。畑地帯総合整備単独営農用水事業 限度額5220万円は、芽呂水道利用組合として水道水を供給している受益者21戸を対象とし、管路の新設工事に係る辺地債です。農道保全対策事業 限度額3370万円は、道営事業により実施する道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路整備に係る辺地債です。公有林整備事業 限度額450万円は、町有林の造林事業、下刈事業及び間伐事業に係る国の予算等貸付債です。臨時財政対策債 限度額1億400万円は、地方交付税財源の不足額を確保するために国に代わり町が発行する起債で、普通交付税決定時に同時決定されるものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりとなっております。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますが、主要な事業のみ説明させていただきます。なお、お手元に配布の資料として予算説明資料、委託料一覧表、工事請負費一覧表は、後ほどご覧いただくことでよろしく願いをいたします。それでは、歳出の32ページをお開き願います。

1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費 7127万9000円。議員報酬及び職員の人件費並びに議会運営費を計上しております。33ページに移ります。18節 備品購入費のうち 議場用備品購入費 は、昨年9月の胆振東部地震の際の停電が原因と思われる本会議場音響設備等の故障に伴い設備を改修するもの。備荒資金組合から資金を借入し5年間で返済するものですが、今年度は利息分のみを計上しております。34ページに移ります。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 3億4893万3000円。特別職及び一般職の人件費並びに経常経費の計上であります。8節 報償費 534万7000円。ふるさと納税特典購入費 500万円は、寄附金1000万円を見込み、特典購入費及び送料として500万円を計上しております。また、職員の永年勤続に係る記念品の他、各表彰事業に係る記念品の予算を計上しているものであります。9節 旅費 362万4000円。特別旅費 176万3000円は、町村会主催研修、市町村職員研修センター、市町村アカデミー、自治大学校等の職員研修費として計上しているものであります。35ページに移ります。13節 委託料 2359万5000円。役場庁舎施設管理、OA機器の維持管理、職員研修経費、町有バスなどの業務委託等を計上しております。14節 使用料及び賃借料 3204万2000円。OAシステム使用料 235万8000円は、例規データベース、法制執務支援システムのほか、官庁速報をインターネットで閲覧するサービスに係るシステムの使用料です。自治体クラウドサービス使用料 1678万6000円は、住民基本システムなどの町の総合情報システムの安定と災害時のデータの保守管理を図るため、札幌にあるデータセンターのサーバーに記録を持たせるために実施するものであります。36ページに移ります。18節 備品購入費 369万3000円。役場庁舎電話機等購入費は、平成29年度備荒資金組合からの借入金により購入した役場庁舎の電話機の購入に係る償還金で、平成33年度まで償還するものであります。OA備品購入費は、事務用ノートパソコン10台分を計上しております。車両購入費は、町有バスの老朽化に伴う更新で、現行42人乗りを近年の利用実態から29人乗りマイクロバスに更新するもので、備荒資金組合から資金を借入し7年間で返済するものですが、今年度は利息のみの計上となっております。19節 負担金補助及び交付金 7047万5000円。北海道電子自治体共同運営協議会負担金 125万7000円は、道内の自治体で共同運営するハープに対する負担金で、クラウド運用負担金が主な内容となっております。社会保障・税番号制度中間サーバー負担金 359万1000円は、マイナンバー運用の際、国のシステムと市町村のシステムとの間で個人情報を仲介する中間サーバーを全国2箇所を設置しておりますが、その共同構築費用の負担金で、今年度国のサーバー等の更新に伴い負担額が増額されておりますが、増額分に対しては全額国庫補助されております。37ページに移ります。

21節 貸付金 240万円。2名の方から医療職及び福祉職養成修学資金の貸付申請を受けており、係る費用を計上しているものであります。2目 文書広報費 410万1000円。町広報発行及びホームページ開設運営に係る経費を計上しております。3目 財産管理費 4036万6000円。本目は庁舎維持管理、町有建物維持管理、町有地維持管理、レ・コードパーク維持管理など、主に他課に属さない財産管理費を計上しているものであります。13節 委託料 1198万7000円。町民ホール庭園管理業務委託料は、庁舎町民ホールに植栽されている樹木の消毒・剪定を年4回行うもの。庁舎緑地等維持管理委託料は、レ・コードパークを除く庁舎周辺の管理委託料で年5回の草刈り、庁舎裏の排水の清掃などを委託するもの。町有地草刈業務等委託料は、レ・コード館第2駐車場、旧節婦小学校他8箇所に係る町有地の草刈業務のほか、本町のポケットパークの管理を委託するもの。公園管理委託料は、レ・コードパークに係る管理委託料で、年5回の草刈り、芝転圧、噴水及び水路清掃、噴水ろ過装置保守点検等を委託するもの。38ページに移ります。レ・コードパーク内樹木維持管理委託料は、植栽されている樹木の消毒等を委託するもの。15節 工事請負費 458万7000円。本町教員住宅裏土留擁壁改修工事は、本町多目的交流センター横の教員住宅の裏の擁壁が傾いて変状しており、地震等による崩壊により擁壁下の民家に影響を及ぼすことが危惧されることから改修するもので、施工延長18メートル、擁壁45立方メートルを予定しております。17節 公有財産購入費 94万3000円。公共用地取得費は、本町教員住宅裏土留擁壁改修工事に伴い、擁壁下の民地110平方メートルを購入するものであります。4目 町有林造成管理費 1195万8000円。39ページに移ります。13節 委託料 66万9000円。町有林境界見出標識設置測量委託料は、高江地区町有林500メートルを予定するもの。町有林草刈業務委託料は、ファイターズ記念植樹地ほか4箇所、1万1027平方メートルを年2回行うもの。15節 工事請負費 1099万9000円。町有林森林整備事業は、岩清水地区カラマツ植栽6.2ヘクタール、若園・古岸・岩清水地区下刈り20.86ヘクタール、若園地区間伐12.48ヘクタールを計画しております。5目 企画費 4965万4000円。1節 報酬 179万3000円。豊かな新冠町を造る計画委員会委員報酬は、現行の第5次新冠町総合計画が平成31年度をもって終了することから、新たな町づくり計画となる第6次総合計画の策定にあたり、町長の諮問機関として豊かな新冠町を造る計画委員会を設置し、計画案の審議及び意見聴取を行うもの。マイタウン30委員報酬 33万3000円。今年度2回の会議を予定しております。11節 需用費 855万3000円。印刷製本費 110万9000円は、第6次総合計画の印刷製本費で、計画書A4版130ページ500部、ダイジェスト版A4三つ折3000部を予定しております。燃料費466万1000円は、新冠町コミュニティバス及び西新冠地区予約運行に係る燃料費です。13節 委託料 2489万8000円。新冠町コミュニティバス及び西新冠地区予約運行事業に係る委託料を計上しております。40ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 1076万6000円。日高管内7町と東京23区交流連携推進協議会負担金10万円は、道町村会と

東京23区特別区長会が締結した連携協定に基づく管内7町と文京区との連携交流事業の推進を図るため管内各町が10万円ずつを負担するほか、地域づくり交付金等により事業を実施するもの。定住移住支援制度としまして、平成19年度から行っております定住移住促進住宅取得奨励金を8件、引越助成金14件、住宅取得資金利子補給金を13件、子育て世代住宅取得支援金53件を計上しております。地域コミュニティ活動支援事業補助金146万5000円は、夕日ヶ丘自治会の30周年記念誌発刊事業、東町自治会のリサイクル倉庫整備事業、レ・コードの森自治会の備品等倉庫及び事業用備品の整備事業及び太陽自治会の冬季スケートリンク造成事業を予定しております。LED照明購入補助金210万円は、LED照明の購入費に対し支援するもので、50件分を計上しております。中古住宅取得物件リフォーム補助金100万円は、個人が居住のため取得した中古住宅の改修費として50万円を限度に補助するもので、2件分を計上しております。41ページに移ります。6目 公平委員会費 5万円。公平委員3名に係る運営費を計上しております。7目 交通安全対策費 428万2000円。主に交通安全対策等に対する経費の計上であります。19節 負担金補助及び交付金 380万8000円。免許証返納手数料等補助金5万円は、高齢者の運転免許証の返納を促し、交通事故防止に資することを目的に今年度から実施するもので、運転経歴証明書の発行等に係る費用のほか、新冠市街地から静内警察署までの往復ハイヤー代相当を加えた1人5000円を交付するもので、10名分を計上しております。8目 諸費 1606万1000円。14節 使用料及び賃借料 173万2000円。LED街路灯借上料は、地域の電柱一体型街路灯及び町有道路灯の全てをリース方式によりLED化するもので、地元電気工事が260基のLED化を施工し、リース会社と10年間のリース契約を締結し、支払うこととなりますが、今年度は10月からの6か月分のリース料を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 676万円。街路灯組合運営費補助金274万2000円は、街路灯26組合に対し街路灯維持費として年間電気料の60%を補助するもの。9目 財政調整基金費 5448万1000円。基金に係る預金利子59万6000円のほか、ホロシリ乗馬クラブの移転に伴う損失保証金5388万5000円を積立てるものであります。42ページに移ります。10目 減債基金費 45万1000円。基金に係る預金利子を計上しております。11目 ふるさとづくり基金費 7125万4000円。基金に係る預金利子36万9000円のほか、町有牛売払い収入5288万8000円、町有牛受精卵売払い収入116万3000円、奨学金貸付元金収入683万4000円、ふるさと納税1000万円に係る積立であります。12目 地域振興基金費 600万円。ピーマン選果施設整備事業貸付金収入を積立てるもの。2項 徴税費 1目 税務総務費 7688万2000円。43ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 214万5000円。管内地方税滞納整理機構負担金206万9000円は15件を依頼するもの。2目 賦課徴収費 556万4000円。12節 役務費 94万円。町税及び税外収入における口座振替業務及び預貯金口座調査手数料として43万4000円。税、税外をコンビニで支払うことができるコンビニ収納に係る代行手数料として

45万8000円を計上しております。13節 委託料 402万9000円。eLTAシステム改修業務委託料は、平成31年度から道町民税特徴分及び法人町民税の地方税の電子納税が可能となることに併せ、現在賦課係に設置してあるeLTAシステムでこれまでの確定申告等のデータに加え、道町民税特別徴収分と法人町民税の電子納税されたものの情報の取得が可能となりますが、データ元の地方税電子協議会のシステム改修に伴い当町のシステムの改修が必要になるものであります。固定資産評価替鑑定委託料は、平成33年度、3年に1度実施される固定資産の土地の評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定評価業務を委託するもの。個人住民税年金特徴等システム保守委託料は、年金特別徴収及び国税連携システム、電子申告システムに係る保守委託。44ページに移ります。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 2541万1000円。8節 報償費 22万5000円。町民の方が婚姻届を提出した際、結婚のお祝として1万円の食事券と5000円の入浴券を交付するもので15組分計上しております。11節 需用費 83万9000円。主にパスポート発給に係る収入印紙及び北海道収入証紙代を計上しております。45ページに移ります。13節 委託料 314万1000円。住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料は、全国の市町村と通信回線が繋がっており、広域で住民票の発行が可能であり、そのシステムを保守するための委託料。戸籍システム保守委託料は、システム本体の保守委託料及び東日本大震災の津波により戸籍正本が滅失したことを受け、全国の市町村の戸籍データを市町村と法務省がネットワークで共有する戸籍副本データ管理システムに係る保守委託料を計上しております。18節 備品購入費 348万3000円。戸籍システム機器購入費は、平成28年度備荒資金組合からの借入により購入した機器の元利償還金で、5年間で返済するもの。19節 負担金補助及び交付金 123万3000円。個人番号カード交付事業交付金 122万3000円は、地方公共団体情報システム機構が行う番号カード交付事務に対する交付金で、同額国庫補助されます。4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 31万2000円。選挙管理委員会の運営に要する経費で、年4回の定時登録等に係る諸経費を計上しているもの。2目 北海道知事・道議会議員選挙費 505万1000円。本年4月7日に執行が予定されている知事・道議選挙に係る経費を計上するもので、同額を北海道委託金として歳入で計上しております。なお、知事選の告示日は3月21日、道議選は3月29日となりますが、平成30年度に係る費用については、先の第4回定例会において補正措置済みであります。46ページに移ります。3目 新冠町議会議員選挙費 642万3000円。本年4月21日に執行を予定している新冠町議会議員選挙に係る経費を計上しております。なお、町議選の告示日は4月16日を予定しております。47ページに移ります。4目 参議院議員選挙費 763万8000円。本年7月28日に任期満了となる参議院議員の選挙に係る経費を計上するもので、同額を国庫委託金として歳入で計上しております。5項 統計調査費 1目 指定統計調査費 111万7000円。指定統計調査に係る経費を計上しており、工業統計調査、農林業センサス等、6調査が行われることになっております。48ページに移ります。6項 監査委員費 1目 監査委

員費 97万4000円。監査委員に関する各経費を計上しているものであります。49ページに移ります。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 4億9574万2000円。1節 報酬 72万9000円。障がい者計画策定推進委員報酬 3万2000円は、障がい者基本法及び障がい者総合支援法の規定に基づき、平成29年度に策定した新冠町障がい者基本計画及び障がい者福祉計画の推進、点検、評価等のローリングを行うもので5名分を計上するもの。障がい者自立支援協議会委員報酬 10万3000円は、障がい者が地域で安心して暮らせる事を目的に、相談支援体制のネットワーク構築、困難事例の対応のあり方等を協議するもので、8名分を予算計上するものであります。地域福祉計画策定推進委員報酬 5万8000円は、社会福祉法の規定により平成30年度に策定した地域福祉計画の推進、点検、評価等のローリングを行うもので11名の委員中報酬対象者9名分を計上するもの。障がい支援区分審査会委員報酬 39万6000円は、障がい者総合支援法に基づき、新冠町、日高町、平取町で共同設置した障がい支援区分審査会に係る報酬で、4名分を予算計上しております。11節 需用費 及び 12節 役務費 の中に、戦没者追悼式に係る費用を計上しております。50ページに移ります。13節 委託料 4069万2000円。福祉ハイヤー委託料は、16名の1301回分を計上。寿入浴委託料は、70歳以上の高齢者に年36回の新冠温泉無料券を交付するもので、平成29年度より対象年齢を5歳引き下げ、回数を年12回から36回に増やしているものであります。新冠町子ども発達支援センター業務委託料は、節婦のおおぞらに委託する児童通所支援事業、発達支援事業で、新冠町39名、日高町27名に対し事業を行うもの。移動支援事業委託料は、障がい者の外出を支援するもので、個別支援、グループ支援、車輛移送支援があり、静内ペテカりに委託するもの。日中一時支援事業委託料は、一時的に監護が必要な方の一時預かり事業で、静内ペテカりに委託するもの。新冠町地域活動支援センター事業委託料は、障がい者等に対し、創作活動や生産活動等の支援事業を新冠ほくと園に委託するもの。新冠町相談支援充実強化事業委託料は、障がい者に対する相談対応や支援を行うもので、新冠ほくと園の相談支援事業所に委託するものであります。18節 備品購入費 38万4000円は、子ども発達支援センターおおぞらで使用する感覚統合補助器具で、大型ジャンピング用シートの購入のほか障がい者総合支援給付審査システムにおいて国保連合会との伝送により使用しているパソコンを動作させるソフトウェア、ウインドウズ7のサポートが終了することからウインドウズ10へ更新する必要があるもので、調達コストを抑えるため国保連合会において一括購入されるものであります。19節 負担金補助及び交付金 2794万1000円。51ページに移ります。中段にあります 民生委員児童委員協議会運営費補助金 309万1000円は、今年度3年に1度の道外研修を実施することから増額しているものであります。下から3段目 介護職員初任者研修費助成金 25万円は、在宅福祉サービス等に従事する人材の確保及び介護の質の向上を目的に平成29年度から制度化したもので、受講費用の3分の2、5万円を上限に助成するもので5名分を計上しており

ます。実務者研修費助成金 25万円は、昨年度から初任者研修事業を拡大しているもので、初任者研修の上位に位置する実務者研修の受講費用の3分の2、上限額5万円を助成するもので、5名分を計上しております。障がい児通所支援事業利用料助成金 4万6000円は、障がい児通所支援事業を利用する方の負担軽減を図るもの。20節 扶助費 2億8366万円。重度心身障がい者医療 1358万3000円は、身障1・2級、3級内臓疾患等、重度知的、精神保健福祉手帳1級の方の医療費に対する助成金。こども医療費 1537万2000円は、中学生までを対象に医療費の自己負担金を助成するもの。重度身体障がい者日常生活用具給付費 242万7000円は、障がいを負ったことにより日常生活上、必要とされるストマ、紙おむつ、介護支援用具等に対し9割分を助成するもの。更生医療給付費 2816万1000円は、障がい者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害ほか7項目の障害種別に係る医療が対象となります。52ページに移ります。自立支援給付補装具費 200万円は、障がい者の失われた部位、機能を補うための補装具購入に係る費用を支給するもの。介護給付費等支給費 2億12万4000円は、障がい者総合支援法に基づき提供される障がい者福祉サービスの介護給付費及び訓練等給付費に係る給付です。未熟児養育医療費90万円は、出生時体重が2000グラム以下の子どもで、医師が入院養育を必要と認めた子どもに対し、自己負担分を養育医療で支給するもの。育成医療給付費 22万9000円は、18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性があるものの、手術等の治療で障がい改善される場合に医療費の一部を支給するものであります。障がい児通所給付費等支給費 1579万8000円は、障がい者総合支援法に基づき提供される障がい児通所支援事業の障がい児通所給付費等に係る給付であります。療養介護医療給付費 283万3000円は、障がい者総合支援法に基づき提供される障がい者福祉サービスの介護給付費のうち医療に係る給付です。21節 貸付金 570万円。北海道労働金庫貸付金 500万円は、労働金庫に500万円の貸付けをし、勤労者に対する融資をお願いするもので、さらに労金が150万円上乘せし、650万円の原資で融資を行っているもの。法外援護資金原資貸付金 70万円は、社会福祉協議会が行っている生活困窮者に対する生活資金の貸付制度に対し、町が70万円、社協が30万円、併せて100万円の事業費で貸付けを行っているもので、近年の利用実績から町の貸付金を120万円から70万円に減額をしております。28節 繰出金 4003万2000円は、国保特別会計で説明いたします。2目 老人福祉費 2億746万7000円。8節 報償費 5万円は、本年度100歳を迎える方1名に対する長寿祝金です。13節 委託料 3077万8000円。ふれあい夕食事業委託料は、概ね65歳以上の方を対象に1食350円で配食サービスを行うもので、9700食を見込んでおります。寿バス運行委託料は、75歳以上の高齢者を対象に道南バスの無料券を交付するものですが、高齢者の外出の機会を増やす健康増進対策として、今年度から対象年齢を75歳以上から70歳以上へ引き下げております。移送サービス事業委託料は、寝たきり、歩行困難な方の通院・入院や福祉施設の入退所・通所の際、無料で送迎等を行うもので、

社会福祉協議会へ委託しております。18節 備品購入費 162万5000円。老人等緊急通報システム購入費は、緊急通報端末電話機10台及びバッテリーの購入費を計上しております。緊急通報システムセンター設備購入費は、新冠消防支署に設置している緊急通報システムのパソコン本体の老朽化により不具合が生じていることから昨年度更新したもので、備荒資金組合より資金を借入れ5年間で返済するものです。53ページに移ります。

19節 負担金補助及び交付金 1億171万2000円。敬老事業費補助金 89万6000円は、地区敬老会事業に対する補助金です。高齢者等買物支援事業補助金 441万5000円は、買物支援事業らしく新冠に要する運営費を協議会に補助するもの。訪問看護ステーション交通費助成金 14万円は、特定疾患を患う方が訪問看護ステーションを利用する際の交通費を助成するもので、4名分計上しております。20節 扶助費 455万4000円。老人福祉施設入所者措置費 384万3000円は、養護老人ホーム門別長生園への措置入所に対し係る措置費を支給するもので、2名分を計上しております。家族介護用品費 57万6000円は、要介護4、または5と判定された在宅の高齢者を介護する世帯に月額6000円の介護用品券を交付するもの。家族介護者リフレッシュ費 13万5000円は、要介護1から5の認定を受けた在宅の高齢者を介護している家族の負担を軽減するため、恵寿荘へ年4日分のショートステイに要する費用を助成するもの。28節 繰出金 6813万1000円は、介護サービス特別会計で説明をいたします。3目 後期高齢者医療費 9665万8000円。19節 負担金補助及び交付金 7221万3000円。療養給付費負担金は、後期高齢者医療広域連合で算出した所要額を計上しております。28節 繰出金 2444万5000円は、後期高齢者医療特別会計で説明をいたします。4目 地域包括支援センター費 3931万6000円。高齢者などの介護予防等に係る予算を計上するもので、主に日高中部広域連合から委託される地域支援事業に係る受託事業を行います。54ページに移ります。8節 報償費 で、成年後見制度の普及のため高齢者虐待防止講演会として落語会を予定しており講師謝礼を計上しているものです。11節 需用費 には、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための教材購入費、認知症の症状やサービス相談窓口等をまとめた認知症ケアパスの印刷費を計上しております。13節 委託料 1145万5000円。介護予防サービス計画費委託料は、要支援者で在宅福祉サービスを利用する者に対し、個々の状態に合わせたサービス計画の策定を委託するもので、町内及び新ひだか町、日高町の居宅介護支援事業所6か所に委託。生活支援体制整備事業委託料は、介護保険法に基づく生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託しているもので、コーディネーターの人件費や活動費を計上しております。18節 備品購入費 9万7000円。生活支援コーディネーターの活動用備品として、移動式スクリーンの購入費を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 106万9000円。認知症カフェ運営費補助金46万円は、認知症総合支援事業の一環として開設する認知症カフェの運営費補助金で、10人以上が集える拠点を整備し、2か月に1回以上の開催などの要件を満たす団体に対し運営費を補

助するもので、2団体分を計上しております。GPS検索機器導入費補助金 6万円は、認知症等による徘徊行動のある方を在宅介護している介護者に位置情報検索機器GPSの導入費の一部を補助するもので、初期費用の9割、上限2万円の3名分を計上しております。成年後見制度利用支援事業助成金 45万4000円は、認知症などにより判断能力が不十分な方々が、財産管理などの支援を受けられる成年後見人制度を希望する際に必要となる費用について助成をするもので、今年度施設入所者1名に係る費用を増額しているものであります。55ページに移ります。5目 老人福祉施設費 3370万6000円。老人憩の家及び高齢者共同生活施設あいあい荘に係る経費を計上しております。13節 委託料 2241万5000円。高齢者共同生活施設管理業務委託料及び高齢者共同生活施設給食委託料は、あいあい荘に係る管理、警備、周辺の草刈り及び給食業務の委託であります。6目 社会福祉施設費 713万8000円。各地域にあります集会施設の管理に係る経費を計上しております。11節 需用費 465万1000円。光熱水費 307万7000円は、集会施設電気料18施設、他6外灯等208万円と集会施設水道料18施設95万6000円、集会施設下水道料3施設4万1000円。修繕料 111万円は、集会施設維持補修78万円、町民福祉会館屋根補修33万円を計上。56ページに移ります。18節 備品購入費 15万円。年次計画で進めております集会施設の灯油タンクの購入費。7目 生活館費 944万9000円。主に生活館11か所の管理運営に係る経費を計上。18節 備品購入費 35万2000円は、年次計画で進めている生活館の灯油ストーブの購入費を計上しております。57ページに移ります。8目 国民年金費 11万2000円。国民年金事務に係る各経費を計上。2項 児童福祉費 1目 児童措置費 7818万6000円。19節 負担金補助及び交付金 425万円。チャイルドシート購入補助金 250万円は、購入費の2分の1を補助するもので、0歳から4歳未満は1万5000円、4歳以上6歳未満は5000円を上限として補助しております。新冠町子ども誕生祝金 400万円は、次世代を担う子どもの出産を祝い、町の活性化と児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的に今年度から1人10万円を交付するもので、40人分を計上しております。20節 扶助費 7392万円。児童手当は中学生までの子どもに年齢及び子どもの数に応じ月額5000円から1万5000円が支給されるもので、2月・6月・10月に支給されております。2目 児童福祉施設費 3424万3000円。児童館及び子育て支援センターに係る運営費を計上しております。58ページに移ります。7節 賃金 823万8000円。児童館職員賃金 454万円は、児童館機能に加え、就労支援対策や習い事の特例として、午後6時まで児童の預かり事業を実施しております児童館クラブ事業に係る臨時職員2名、パート2名の賃金を計上。8節 報償費 20万5000円は、児童館特別事業及び子育て支援センターの実技指導講習に係る講師謝礼。18節 備品購入費 14万2000円。子育て支援センター備品購入費は、児童の接触事故防止のためのサークルの購入費。児童館用備品購入費は、図書及び停電時対応ポータブル式灯油ストーブの購入費。19節 負担金補助及び交付金 878万6000円。施設型給付費862万9000円は、

私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が施設型給付費という形で、一括で支給するものですが、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者に支払われる施設型給付費を私立の各施設が代理人として市町村に対して請求しているもので、対象となる施設はマーガレット認定こども園及び静内幼稚園であります。59ページに移ります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 6300万3000円。健康推進に係る各事業及び保健センター管理に係る経費を計上しております。8節 報償費 4万8000円。インターンシップ報償金は、保健師の採用が難しくなっている中、当町での就業体験を通じ当町に応募する機会を促すもので、本年度も1名の学生を募集するもの。就業体験期間は5日間を予定しております。13節 委託料 11万1000円。床ワックス、ガラス清掃等委託料は、保健センターに係る業務委託料です。60ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 946万円。新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金 766万4000円は、新ひだか町立静内病院婦人科の共同運営に係る運営費の一部を負担するもの。不妊治療費助成金 90万円は、不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境整備を図るため助成するもので、特定不妊治療3人分を計上しております。不育症治療費助成金 10万円は、流産や死産、新生児死亡などを繰り返す不育症の治療に要する費用を助成するため昨年度から制度化したもので、1回あたり10万円、一人あたり通算150万円までを限度とするもので、北海道の助成額を差引いた額を助成対象としております。2目 予防費 3490万7000円。8節 報償費 158万2000円。歯科医師報償費 25万2000円は、3歳及び1歳6か月検診に係るもの。小児科医報償費 132万円は、乳幼児健康診査に係る報償費です。61ページに移ります。13節 委託料 3023万円。妊婦検診委託料は、妊婦健康診査受診券及び超音波検査受診券を交付し、異常の早期発見と予防に努めるもので、14回分を対象としております。運動指導業務委託料は、生活習慣病予防対策としてからだリセット講座を開催しておりますが、この事業に対し健康運動指導士の派遣を依頼するもので、年3回の派遣を予定しております。健康診査委託料は、胃・肺・大腸がん検査のほか、脳MRI検査、肝炎ウイルス検査、ピロリ菌検査等に係る委託料で、昨年度から脳MRI検査以外の検査費用は無料としているものですが、今年度は特に生活習慣病予備群を把握するための特定健診の受診対象者を30歳に引き下げる若年健診を実施することとしております。婦人検診委託料は、乳がん、子宮がん検診、ヒトパピローマウイルス検査等に係る委託料で、昨年度から無料としており、自己負担金は計上しておりません。予防接種委託料は、BCG、4種混合、インフルエンザワクチン、日本脳炎ワクチン等に係る委託料。にいかつばママさぼーとハイヤー委託料は、妊婦が医師等の指示により救急車の要請は必要ではないが、家族による送迎が困難な場合に町が契約するハイヤーを使用することにより、安心して出産を迎えられる環境を整備する事業で、出産予定病院までのハイヤー片道料金の7割を助成。浦河町、苫小牧市、札幌市の医療機関それぞれ1名ずつ3名分を計上しております。産婦健診委託

料は、これまで実施してきた妊婦検診に加え、産婦の健康状態・育児状況の確認と産後うつ予防及び早期発見を目的に今年度から検診費用の一部を助成するもので、40名分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 139万3000円。妊婦健診交通費助成金 92万6000円は、町外の医療機関で受診する妊婦に対し交通費の一部を助成するもの。ワクチン予防接種費用助成金 19万8000円は、近隣の医療機関と委託契約により実施しておりますが、里帰り出産などで契約外医療機関において、自費によりワクチン接種を行ったものに対して償還払いにより助成しているもので、インフルエンザ35名分8万8000円と定期接種分10名分の11万円を計上しております。出産時宿泊費助成金 6万9000円は、苫小牧市・札幌市等遠距離にある医療機関で出産する際、安心して出産できるよう妊婦と付添人の宿泊費用を助成するもので、未熟児等付添産婦宿泊料も対象としております。新生児聴覚検査費用助成金 20万円は、聴覚障害による音声言語発達等の影響を最小限に抑えるため、全ての新生児に聴覚検査が実施できるよう費用を助成するもので、1回5000円の40人分を計上しております。3目 環境衛生費 1075万9000円。主に、狂犬病予防、霊園霊葬場の管理及び合併処理浄化槽設置整備事業に係る経費を計上しております。62ページに移ります。13節 委託料 123万9000円。霊園管理等業務委託料は、霊園の管理及び火葬補助業務を高齢者事業団等に委託するもの。電気設備保安等業務委託料は、霊葬場の自家発電機に係る保守委託料。19節 負担金補助及び交付金 365万6000円。町内住宅等蜂の巣駆除補助金 15万円は、30件分を計上。合併処理浄化槽設置整備事業補助金 249万3000円は、5人槽2基、7人槽3基分を計上しております。危険空家等除却補助金 100万円は、危険空家に指定された物件の除却費用に対し、2分の1、50万円を上限として補助するもので、2件分を計上しております。4目 診療所費 1億6839万6000円。28節 繰出金 は、国保診療所事業特別会計で説明いたします。2項 清掃費 1目 清掃総務費 1億4363万2000円。11節 需用費 401万7000円。消耗品費 395万3000円の主なものは、指定ゴミ袋の購入費用となっております。63ページに移ります。13節 委託料 4226万8000円は、主にゴミの収集運搬に係る委託料を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 9723万円。リサイクル活動奨励交付金 69万8000円は、資源ゴミのリサイクルを推進するために、登録団体及び古物商に対して回収実績に応じ奨励金を交付するもの。3項 水道費 1目 地区水道費 897万7000円。町内2か所の地区専用水道に係る維持管理経費を計上しております。13節 委託料 240万8000円。水道検査業務委託料は、新明・大狩部地区水道に係る水質検査業務委託料を計上。施設維持管理業務委託料は、大狩部浄水場に設置している計測機器の劣化に伴い計測値の誤差が大きくなっていることから、機器の調査・点検及び消耗品の交換等を業者委託するものであります。14節 使用料及び賃借料 34万2000円は、大狩部地区水源地の土砂除去を行うための重機借上料です。15節 工事請負費 432万3000円。地区水道施設工事は、大狩部地区水道において、既舎横に埋設されている配水管が、造成に伴い支障とな

ることから85メートル切りまわしをするもの。水道管移設補償工事は、日高自動車道の建設に伴う大狩部地区水道給水管が支障となるため移設するもので、減耗分を差引いた額を補償費として歳入で計上しております。2目 簡易水道費 7207万1000円。28節 繰出金は、簡易水道事業特別会計で説明いたします。64ページに移ります。

5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 2368万7000円。農業委員の活動経費、職員の人件費及び経常経費の計上。65ページに移ります。2目 農業総務費 8135万円。農業振興施策及び農業支援員に係る関係経費を計上しております。8節 報償費 222万円は、主に農業支援員1名分に対する費用を計上。14節 使用料及び賃借料 126万4000円。借上料51万4000円は、農業支援員活動用車輛の借上げ料及び農業人フェア出展料を計上。66ページに移ります。18節 備品購入費 243万2000円は、平成28年3月に備荒資金組合の資金により導入した中山間農地データ管理システムに係る今年度支払い分。19節 負担金補助及び交付金 3716万1000円。農業支援員活動補助金 42万円は、農業支援員に対する住宅料補助・通信費に対する補助金を計上。農業経営基盤強化資金利子補給補助金 15万7000円は、農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大など農業経営改善のために借りる政府資金に対する利子補給金で、7戸分を計上。多面的機能支払事業補助金 628万5000円は、組織をつくり地域内の農業者が共同で農業・農村の機能維持に取り組む活動を支援するもので、現在比宇川流域環境保全会と里平地区・水・環境保全会が対象。中山間地域等直接支払事業補助金 985万4000円は、中山間地域の不利な農業生産条件を補正し、生産活動を将来に向け維持する活動を支援するもので、美宇・太陽地区の西新冠中山間ファーマーズに対し補助しているもの。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 40万4000円は、新冠町農業再生協議会に対し申請受け等の事務費が国から全額補助されるもの。地域担い手育成総合支援協議会補助金 318万5000円は、新規就農者の確保と農業後継者の経営安定をサポートするための相談業務、農業支援員と研修受け入れ先との調整等、担い手育成協議会の事業に対する補助金。野菜促成栽培施設整備事業補助金 338万6000円は、野菜の促成栽培に必要なビニールハウス及び自動換気設備の導入費に対し補助するもので、3戸の農家のハウス4棟、自動換気27基分を計上しております。農業次世代人材投資資金 1125万円は、新規就農者で人・農地プランに位置づけられる者の内、就農後5年以内の経営の安定確保を図ることを目的に給付金を給付されるもので、8名に対し1人75万円から150万円を補助するもので、全額道から補助されます。農業後継者親元就農奨励金 100万円は、平成30年度からスタートした担い手対策事業で、将来にわたる持続的な発展を目指し、後継者が親元就農した経営体に対する奨励金で、2件分を計上しております。3目 農業振興費 1億3789万円。67ページに移ります。13節 委託料 137万5000円。町単独給水管設計業務委託料は、道営畑地帯総合整備事業により配水管の設置工事に併せ、町単独で整備しなければならない末端1戸の配水支管及び給水管図面等修正の業務委託料を計上しております。14節 使用料及び賃借料 620万円は、明渠排水の

土砂掘削に係る共栄地区明渠排水五嶋地先土砂掘削外13箇所の重機借上げ料を計上しております。15節 工事請負費 5854万1000円。農業用施設維持管理工事は、美宇地区明渠排水小野寺地先排水路整備工事、共栄地区明渠排水春木地先排水路整備工事、共栄地区明渠排水五嶋地先排水路整備工事、西泊津地区明渠排水村田排水路整備工事、高江地区明渠排水土砂掘削工事を予定しております。町単独給水管設置工事は、芽呂沢地区の導水管及び配水管からの漏水が著しく、営農に支障をきたすことから道営畑地帯総合整備事業により導水管及び配水管の設置工事が行なわれますが、これに併せ、昨年度に引き続き町単独で整備しなければならない末端1戸の配水支管・増圧ポンプ及び住宅への給水について、本年度25栓分整備するものであります。19節 負担金補助及び交付金 6282万3000円。畑地帯総合整備事業負担金 2863万5000円は、芽呂水道利用組合の導水管及び配水管を道営事業で管路を新設するもので、本年度配水管2062メートルの工事に対する負担金。農道保全対策事業負担金 3375万円は、道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路について、舗装面のヒビ割れや路肩の沈下等が著しいことから、道営事業で改良工事を行うにあたり、本年度用地確定測量1455メートル、附帯工土工1900メートル、側溝工2800メートル、修繕工800メートルを行うもの。4目 畜産業費 2112万4000円。11節 需用費 30万3000円の中で、地方競馬及びホッカイドウ競馬協賛レース支援事業経費を計上しております。68ページに移ります。15節 工事請負費 日高軽種馬共同育成公社屋内馬場調教施設屋根補修工事は、平成18年度に日本軽種馬協会の補助により町が整備した丸馬場の軒先の屋根受け部材が錆により腐食していることから2か年計画で補修工事を行うもので、今年度は全長728.8メートルの2分の1の364メートルを実施するもの。19節 負担金補助及び交付金 1582万9000円。受精卵移植事業補助金 161万2000円は、畜産経営の安定と所得向上を目的に、受精卵の採卵料と移植料の30%を補助するもので、採卵17頭、移植354頭分を計上しております。軽種馬市場上場促進事業補助金 630万円は、生産馬を市場上場するにあたり、馴致やボディーコンディションの調整のため育成業者に預託する費用を補助するもので、補助単価は30日以上預託した1歳馬1頭あたり3万円。60日以上預託した2歳馬1頭当たり5万円で、1歳馬200頭、2歳馬6頭分を計上しております。町酪農ヘルパー事業補助金 285万円は、労働時間の軽減、緊急対応のため実施されるヘルパー事業に対し、新冠町・日高町・新冠町農協が助成するもの。新冠町和牛育種推進協議会補助金 169万8000円は、和牛センターに預託した牛が、途中出荷や死亡事故等が発生した場合のほか、一般出荷の場合にも売却額が低く農協から借り入れた経営安定化等貸付金を下回った場合に不足分を補助するものであります。

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

（13時57分）

（14時10分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 説明を続けさせていただきます。68ページをお開きください。5目 牧野管理費 1億4895万円。町有牧野に係る預託牛管理、町有牛管理及び和牛センター管理に係る関係経費を計上しております。69ページに移ります。11節 需用費 5287万3000円の主なものは、牛の飼料、敷き料、薬品代のほか農業用トラクター及び作業機械の修繕料を計上しております。12節 役務費 757万7000円。手数料 687万7000円の主なものは、受精卵採卵・精液等の受精関連手数料及びワクチン・家畜診療等の診療関連手数料となっております。13節 委託料 18万円。健診業務委託料は、放牧預託牛に係る健康診断等を委託するもの。15節 工事請負費 は、授乳期における適切な哺乳を行うために必要な哺育牛舎と哺乳ロボットを整備し、将来の哺乳期から出産期前までの通年預託受入体制の基盤づくりを始めようとするもので、195平方メートルの鉄骨製哺育牛舎1棟の新築と哺乳ロボット2基を導入するもので、国の平成30年度2次補正による繰越明許により補助対象経費の45%が国庫補助されるもの。16節 原材料費 526万1000円。牧野維持管理用原材料費 501万3000円の主なものは、草地に係る化成肥料、土壌改良剤が主なものとなっております。19節 負担金補助及び交付金 27万3000円。ヨーネ病自主検査対策補助金 21万9000円は、ヨーネ病の侵入防止のため、入牧要件としてヨーネ病検査を行っているものでありますが、検査に係る自己負担分の50%を補助するものであります。70ページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 3860万9000円。主に有害鳥獣駆除対策事業に係る関係経費を計上しております。8節 報償費 24万円。熊捕獲奨励報償金 20万円は、10頭分を見込んでおります。71ページに移ります。12節 役務費 913万3000円の主なものは、鹿の残滓処理手数料及びその他有害鳥獣残滓処理手数料であります。13節 委託料 1984万5000円は、有害鳥獣駆除捕獲委託料を計上しておりますが、主なものは、シカの駆除費として2000頭分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 136万6000円。民有林振興対策事業補助金 95万1000円は、民有林の造林事業の推進を図るため、国・道の補助残に対し、総事業費の73%以内まで上置き補助するもので、13個人3団体を予定。2目 林道費 575万3000円。林道維持管理に係る関係経費を計上しております。14節 使用料及び賃借料 36万6000円は、林道岩清水線及びオサナイ線に係る路盤修正を実施する際の重機借上料であります。15節 工事請負費 林道維持補修等工事は、緑資源幹線林道平取・えりも線排水路整備工事で、民地に入り込んでいる排水路を道路敷地内に収めるため2か年で実施するもので、今年度は掘削工370立方メートル、盛土工420立方メートル、管渠工71メートル、集水桝3箇所等の実施を予定しております。72ページに移ります。3目 治山費 3242万円。治山関係の整備と管理に係る関係経費を計上しております。14節 使用料及び賃借料 282万1000円は、既設治山ダムの土砂の掘削に係る重機借上料。15節 工事請負費 2880万

円は里平富居地先小規模治山工事で、土留工2基、水路工101メートル、張り芝等の伏工1020平米を予定しております。4目 森林公園費 1015万7000円。判官館森林公園の維持管理に係る経費を計上しております。11節 需用費 189万7000円。修繕料109万6000円は、多目的広場の遊具・ブレイカー等を収納している引込計器盤の補修費を計上しております。13節 委託料 602万3000円。森林公園管理作業委託料は、公園内及び憩の広場の草刈り、ツツジの剪定、ゴミ回収、排水清掃等を委託。森林公園遊具保守点検委託料は、日本公園施設業協会規準に基づき公園内遊具の点検を委託するもの。73ページに移ります。3項 水産業費 1目 水産業振興費 1592万5000円。主に水産業の振興に係る協議会等の負担金と団体補助金となっております。19節 負担金補助及び交付金 656万8000円。水産多面的機能発揮対策事業負担金 79万円は、ホッキ漁場の土が硬くなり資源量の減少の原因となっていることから耕うんを行うもので、国・道・町の負担金が北海道多面的機能発揮対策協議会を経由し、ひだか漁協新冠支所ホッキ部会に補助されるもの。マツカワ中間育成事業負担金 52万9000円は、マツカワを放流し漁獲高の増加を期待するもので、日高管内栽培漁業推進協議会に補助するもの。ホッキ最小成貝放流事業補助金 60万円は、ホッキの稚貝を地まき放流し、資源の確保と安定した漁獲高を図り漁家の経営安定を期するもので、ひだか漁協新冠支所ホッキ部会に補助するもの。74ページに移ります。漁業者漁具整備事業補助金 150万円は、漁業者が購入した漁具に対し、50%、15万円を限度に補助しているもので、今年度10件を計画しております。稚だこ保育礁設置事業補助金 250万円は、国の水産基盤整備事業により投入されたタコ産卵礁の付近に稚タコ保育礁を投入するもので、本年度4300個投入を予定しております。ひだか漁協新冠青年部活動費補助金 7万2000円は、ひだか漁協新冠青年部の活動に係る費用の一部を今年度から補助するもの。75ページに移ります。

6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 1105万2000円。主に、商工業振興に係る経費を計上するもの。19節 負担金補助及び交付金 1103万2000円。町商工業振興事業補助金 1070万2000円は、商工会の人件費の一部や事業費の一部を補助するもの。町中小企業融資制度資金保証料補給金 30万円は、運転資金、設備投資として町振興資金を借り入れた中小企業者に対し、保証料の一部を補助するもの。2目 観光費 4億5318万8000円。8節 報償費 208万2000円は、地域おこし協力隊員1名分の報償費。11節 需用費 228万6000円。光熱水費の中に、サラブレット壁画ライトアップ電気料を計上。修繕料 117万6000円は、道の駅、新冠温泉、ヒルズパークパークゴルフ場、出会いと憩のセンターの維持管理に係る修繕料を計上しております。76ページに移ります。13節 委託料 5040万6000円は、各施設の指定管理料及び維持管理委託料です。出会いと憩のセンター管理委託料は、駅舎に係る清掃・施錠・草刈り等を委託するもの。道の駅構内敷地維持管理委託料は、草刈り・低木の刈り込み・花壇の管理等を委託するもの。道の駅駐車場誘導業務委託料は、ゴールデンウィーク

やお盆等の繁忙期に誘導警備員を配置するもの。14節 使用料及び賃借料 131万2000円。借上げ料の主なものは、地域おこし協力隊員に係る、車輛及び住宅の借上げ料。15節 工事請負費 3億6531万4000円。新冠温泉宿泊棟スロープ屋根取付工事は、宿泊棟玄関スロープ部分に屋根がなく、雨ざらしになることから屋根を取り付けるもの。新冠温泉各露天風呂目隠し塀延長工事は、各露天風呂の目隠し用の塀の幅が短いことから3箇所をそれぞれ2.45メートルの高さで3メートル延長するもの。新冠温泉レストランLED照明器具交換工事は、年次計画により施設内照明のLED化を進めているもので、今年度レストラン照明をLED化するもの。ホロシリ乗馬クラブ移転工事は、日高自動車道の延伸に伴い西泊津へ移転するもので、3か年にわたり工事を実施するものですが、今年度はクラブハウス、厩舎、職員休憩所、角馬場牧柵等付帯施設などを実施するもので、詳細につきましては、別冊の工事一覧表をご参照願います。19節 負担金補助及び交付金 1842万2000円。優駿日高道オールひだか魅力発信事業負担金 50万円は、高規格道路日高自動車道の日高厚賀インターチェンジの開通を契機に日高全体の地域の情報発信及び魅力発信をオール日高で取組むもので、事業費総額700万円のうち2分の1を北海道の地域づくり総合交付金で、残る2分の1を管内各町が50万円ずつ負担することとしているもので、新聞広告等のメディアを活用した情報発信等を実施するもの。レコード文化広域観光連携事業負担金 50万円は、道内各自治体と連携事業を行っている札幌市にあるセンチュリーロイヤルホテルとの連携事業として昨年度に引き続きレコード文化、食材、郷土芸能等を市民やホテル利用客に宣伝しようとするもので、レコードコンサートや展示、ディナーイベント等を実施するもの。地域おこし協力隊活動補助金 104万2000円は、札幌ビアガーデン、オータムフェスト等のイベントPR用旅費相当分及び地域おこし協力隊員に係る活動補助金。町観光協会補助金 1124万8000円は、観光協会が行う広告宣伝事業、主催イベント事業、観光施設管理事業に対する補助金ですが、今年度から事務局体制を強化するため、これまで地域おこし協力隊員を含めた体制としておりましたが、定着しないなどの問題があることから、専任職員を配置することとしております。また、レ・コード展望塔の管理について、人員の確保や採算性の問題から撤退の申し出がありましたが、青少年の健全育成や非常時の避難誘導、観光面等から継続した管理をするため管理運営費を補助することとしております。77ページに移ります。

7款 土木費 1項 道路橋梁費 1目 道路橋梁総務費 416万7000円。自治会に委託する町道の草刈り業務に伴う保険料及び道路台帳整理、地籍図等の土地移動整理のための経費を計上しております。13節 委託料 335万3000円。道路台帳管理業務委託料は、町道路線図の修正業務。地籍図簿等土地移動整理業務委託料は、地籍図、土地移動整理簿の修正業務。2目 道路維持費 6641万7000円。11節 需用費 1490万7000円。消耗品費 483万7000円の主なものは、グレーチング、コンクリート蓋、大型土のう、スリップ防止用焼き砂及び公用車1台の夏冬タイヤ、ダンプの冬タイヤの購入費。修繕料 713万3000円の主なものは、グレーダ・ダンプ等の車検整備料、道路舗装・縁石修

繕、側溝や法面の修繕の他、標識等の付属設備の修繕、管理車輛や砂箱の修繕料。13節 委託料 1953万5000円。町道草刈業務委託料は、旧節婦小学校道路法面、えましあ法面、夕日ヶ丘2号線、レ・コードの森1.2号線、軽種馬共同育成場線、自治会委託に係る委託料。町道維持管理業務委託料は、路面清掃、路肩の土砂除去、排水施設清掃業務、町有重機の運転業務、岩清水アブカシャンペ線ゲートの維持管理業務、町道沿道支障木伐採は、年次計画で交通の支障となる木を伐採するもので、里平太陽線、明和新栄線、緑丘横断線、新栄山内川住線の4路線を予定。14節 使用料及び賃借料 336万6000円。道路用地借上料 145万円は、岩清水アブカシャンペ線他8路線に対する道路の借上げ料を計上しております。重機借上料 170万円は、岩清水アブカシャンペ線他3か所に係る道路側溝の土砂掘削。その他借上料 21万6000円は、町道緊急対応として異常降雨時に係る排水ポンプ設置費用。15節 工事請負費 2664万円。土木工事を8か所・舗装工事を6か所予定。17節 公有財産購入費 67万2000円。土地購入費は、現在道営事業で実施しております町道美宇若園線の農道保全対策事業に伴い、町単独費で行わなければならない町道美宇若園線道路用地の測量に伴う道路用地購入費で、9件の地権者から1万1195平方メートルを購入するもの。78ページに移ります。3目 道路新設改良費 1億963万1000円。道路の改築、橋梁の補修や改良舗装工事に係る経費を計上しております。15節 工事請負費 7850万円。道路改良舗装工事は、共栄4号線に係る舗装工事。橋梁長寿命化修繕工事は、太陽久米白井線太陽1号橋の継続。里平太陽線陽成橋、泉神社大森線泉橋、節婦水源地線節婦1号橋、同じく節婦2号橋に係る橋面防水、舗装の打ち換え等の工事を実施。新冠市街地線1号支線道路改良工事は、本年度分の40メートルの改良と140メートルの舗装を予定しております。79ページに移ります。2項 河川費 1目 河川総務費 2781万4000円。12節 役務費 337万4000円。河川水質検査手数料 33万5000円は、比宇川3か所を年2回、浦里・トマチャナイ川を年4回、元神部・アクマツプ・里平・芽呂川を年1回水質検査を行うもの。河川支障木伐採手数料 303万9000円は、河川の適切な維持・管理のため、支障木を伐採及び処理するもの。13節 委託料 136万1000円。河川管理業務委託料は、主なものとして芽呂川拓光橋下流左岸管理道路用地測量業務委託で、異常出水による越水対策として、管理道路の嵩上げに伴い必要な用地を確定するために行うもの。14節 使用料及び賃借料 632万4000円。重機借上料 630万円は、里平川立桶地先河床掘削他15か所を予定。15節 工事請負費 1622万円。比宇川平山地先河床洗掘防止対策工事他7箇所を予定しております。3項 住宅費 1目 住宅管理費 2588万9000円。1節 報酬 20万5000円。町営住宅入居者選考委員報酬は、町営住宅入居者選考委員8名の年4回分を計上。80ページに移ります。11節 需用費 546万円。修繕料 510万円の主なものは、公営住宅に係る外部・建具・設備・塗装等の修繕料を計上。13節 委託料 221万2000円。町営住宅用地草刈業務委託料は、節婦ふれあいタウン・ゆとりの・東栄団地に係る草刈りを年3回委託。15節 工事請負費 154万円。町営住宅周辺整備工事は、汐見団地高波防

護柵補修工事を継続的に支柱の入替え、板の張替え等を実施。18節 備品購入費 135万5000円は、住宅用火災警報器を年次計画により更新しているもので、今年度209個を計画しております。19節 負担金補助及び交付金 1000万円は、住宅リフォーム助成金で、省エネ改修・バリアフリー改修・耐震改修工事等に対し50%、100万円を限度として補助するもので、10件分を計上しております。2目 住宅建設費 3857万円。81ページに移ります。15節 工事請負費 2213万2000円。公営住宅改修工事は、節婦ふれあいタウン1棟4戸に係るユニットバスの設置、台所回り、トイレ等の改修工事を実施するもの。4項 下水道費 1目 下水道整備費 1億472万円。28節 繰出金は、下水道事業特別会計で説明いたします。82ページに移ります。

8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 2億1786万円。日高中部消防組合本部経費及び新冠支署経費を計上しております。支署経費において、年次計画の5年目になります小型動力ポンプ1台とホース40本を更新いたします。2目 災害対策費 879万5000円。11節 需用費 139万4000円。消耗品費 77万2000円の中で、災害用非常食カンパン、ビスケット、水の購入費を計上。12節 役務費 262万4000円。通信運搬費 205万8000円は、防災無線電話に係る電波使用料及び衛星携帯・雨量観測システム電話料、エリアメール利用料。また、災害対策費用保険料は、避難準備・勧告等を発令した際に係る費用を補填する制度に加入するもので、係る保険料を計上しております。13節 委託料 423万5000円。避難路維持管理委託料は、東町避難路・節婦避難路の管理委託料。泊津高台避難場所草刈委託料は、墓地裏、高台避難場所の草刈り660平米を委託するもの。防災無線設備保守点検委託料は、今年度は通常の保守点検を実施するもの。14節 使用料及び賃借料 45万9000円の中で、重機借上料29万7000円及び草刈等車輛借上料15万円は、ヘリポートに係る管理経費。83ページに移ります。

9款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費 171万9000円。教育委員に係る経常経費。2目 事務局費 1億2369万7000円。1節 報酬 767万円。奨学審議委員会委員、学校医に対する報酬及び外国語指導助手報酬などを計上しているものですが、今年度からこれまでの学校評議員制度を学校運営協議会制度に改め、学校と地域住民・保護者が連携し、学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを導入します。2節 給料 2829万3000円の中には、朝日小学校の複式学級の解消のための教員2名の給料を計上しております。84ページに移ります。7節 賃金 811万2000円。臨時教職員賃金 374万8000円は、新冠中学校の学級数の減少を解消するための臨時教職員1名分を計上しております。8節 報償費 27万2000円。町立学校あり方検討委員謝礼 19万2000円は、少子化及び学校施設の老朽化に鑑み、将来的な学校環境整備を進めるにあたり町立学校の適正規模、適正配置及び施設整備のあり方を検討する委員会を今年度設置するもので、学校長、教頭、PTA、社会教育委員、地域住民等により年5回の会議を予定しているもの。11節 需用費 97万9000円。事務局用消耗品

のほか、教育賞・教育奨励賞及び農水新冠賞に関する経費を計上しております。14節 使用料及び賃借料 132万円は、外国語指導助手2名に係る住宅借上げ料を計上しております。18節 備品購入費 57万7000円。車両購入費は、昨年度備荒資金組合の資金を借入し購入した事務局用公用車に係る返済金で、5年間で返済するものです。外国語指導助手住宅用備品購入費は、老朽化した家具等住宅用備品の購入費を計上。教職員働き方改革備品購入費は、教職員の出退勤管理や勤務時間を意識した働き方の推進のための基礎資料とするために各校に導入するタイムレコーダー3台の購入費です。19節 負担金補助及び交付金 3426万3000円。静内農業高校通学支援負担金 238万6000円は、平成30年度から静内農業高校に通学する生徒を対象に、新ひだか町が運行する静内駅から静内農業高校までの通学バスの運行経費を両町で負担しているもので、当町の利用者は昨年度同様16名を見込んでおります。85ページに移ります。町研究指定校補助金 10万円は、新冠町研究指定校設置要綱に基づき、教育の内容・方法について調査研究する目的で毎年1校を指定しているものです。教育振興補助金 46万円は、部活動の大会参加経費補助及び漢字検定、英語検定の検定料の半額を助成する経費を計上。町教育研究協議会補助金 80万円は、やまぶどうの発行のほか、町内小中学校の教職員が教科別の部会で研修や研究を実施する経費に対する補助金。21節 貸付金 1369万2000円は、奨学金の貸付金で継続者20名、新規5名分を見込んでおります。3目 住宅費 102万9000円。教員住宅の管理経費に係る関係経費を計上。各住宅に設置している温水ボイラーが設置から20年以上経過していることから、今年度から年次計画により更新することとしております。4目 児童生徒輸送費 4713万1000円。スクールバス7台の運行に係る関係経費を計上。11節 需用費 982万8000円。消耗品費の主なものは、スクールバス用夏・冬タイヤの購入費を計上。修繕料の主なものは、スクールバスの車検及び定期点検に係る整備費を計上。86ページに移ります。13節 委託料 3604万3000円は、スクールバス運行委託料及びスクールバス待合所管理委託料等を計上しております。14節 使用料及び賃借料 24万3000円。児童生徒輸送用バス借上料は、中体連地区大会・ブロック大会出場に係る民間バス借上料で、大会当日、登校日のためスクールバスを利用できないことから借り上げるもの。2項 小学校費 1目 学校管理費 6476万円。小学校2校に係る経常経費及び学校配分予算などを計上しております。7節 賃金 2212万円。学校公務補、事務生、支援員賃金の内、発達障害等の児童に対する学習補助や生活面での支援を行う支援員6名分の賃金を計上しております。11節 需用費 2111万5000円。消耗品費 579万2000円の中で、学校配分消耗予算のほか、学校プールに係る消耗品を計上しております。修繕料 138万4000円の中で、新冠小学校玄関上部外壁補修、年次計画の最終年になります朝日小学校の網戸改修等を予定しております。87ページに入ります。13節 委託料 1018万2000円。各小学校に係る管理運営委託料として、ガラス清掃、ワックス塗装、夜間警備・スケートリンク・プール・遊具定期点検等の委託料を計上。また、学校検診等委託料は、歯科・耳鼻科・眼科・内科・

就学時心電図検診を委託するもの。88ページに移ります。15節 工事請負費 朝日小学校トイレ改修工事は、特別支援学級入級児童のトイレトレーニングのために職員用トイレを改修するもので、洗浄便座付洋式トイレに改修するほかトイレブースの取替、手すりの取り付け、換気扇の交換を予定しております。16節 原材料費 20万8000円は、新冠小学校図書室の図書の日焼けを防止するため、ガラスに貼る紫外線防止フィルムのほか両小学校に教員用更衣室がないことから簡易的な着替え室を制作するための材料及びカーテン等の購入費を計上しております。18節 備品購入費 185万7000円。学校管理用備品購入費は、学校配分予算のほか、新冠小学校児童用机14台・椅子19脚、朝日小学校教育用マレット・スティックセット、特別支援学級用算数教材等の購入費。2目 教育振興費 223万2000円。18節 備品購入費 73万3000円。債務負担は、学習指導要領の改訂により、小学校において新たにプログラミング教育が位置付けられたことに対応するため、昨年度備荒資金組合から資金借入し、タブレット型パソコンを新冠小13台、朝日小に7台のほかプリンター、無線LANボード等を購入したもので、5年間で返済するもの。20節 扶助費 149万9000円。要保護準要保護児童学用品費 141万7000円は、要保護・準要保護児童に対する学用品費、通学用品費、修学援助費、体育実技用具費、新入学用品費、校外活動費、PTA会費を計上しております。3項 中学校費 1目 学校管理費 3898万円。中学校に係る経常経費及び学校配分予算などを計上しております。7節 賃金 1165万7000円。学校公務補、事務生、支援員賃金の内、発達障害等の生徒に対する学習補助や生活面での支援を行う支援員賃金を3名分計上しております。89ページに移ります。11節 需用費 1647万9000円。修繕料 180万4000円中で、教室の床タイルのはがれに係る補修を毎年度2教室ずつ年次計画で実施しております。13節 委託料 397万9000円。施設に係る管理運営委託料として、ばい煙測定、ガラス清掃、ワックス塗装、夜間警備・校内草刈り・遊具定期点検等の委託料を計上。また、学校検診等委託料は、歯科・眼科・内科・心電図検診を委託するもの。90ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 108万4000円の中で、OA機器借上料11万4000円は、今年度、全国学力・学習状況調査の英語において3年に1度となるパソコンを使用した「話す事」の調査が実施されますが、一定以上の条件のパソコンを必要とすることから、業者からの借上げにより対応するもの。柔道着借上料 16万1000円は、武道の必修科目として柔道を取り入れているもので、柔道着をレンタルするもの。16節 原材料費 5万5000円は、小学校同様、教員用着替え室を制作するための材料等の購入費を計上。18節 備品購入費 246万1000円。学校管理用備品購入費は、学校配分予算のほか、生徒用机イス7組、卓球用防球フェンス16台、吹奏楽用備品としてテナーサックス、フレンチホルン等を購入するもの。2目 教育振興費 204万1000円。20節 扶助費 要保護準要保護生徒学用品費 197万円は、要保護・準要保護生徒に対する学用品費、通学用品費、修学援助費、新入学用品費、校外活動費、PTA会費の給付に係る費用を計上。4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 2億1977

万6000円。91ページに移ります。8節 報償費 41万3000円。劇団公演料 7万6000円は、3歳児以上を対象とした人形劇鑑賞を予定。講師謝礼 33万7000円は、職員研修における講師の謝礼で、縄跳び及び鍵盤ハーモニカの実技研修をそれぞれ5回予定しております。11節 需用費 1214万8000円。賄材料費 5万7000円は、宿泊保育に係る賄材料費を計上。修繕料 80万6000円は、建具の補修のほか、教室等の戸車・鍵・レールの年次計画による補修及び通園バスに係る車検整備料等を計上しております。92ページに移ります。13節 委託料 4504万7000円。児童健康診断委託料は、内科・歯科検診の委託料。給食業務委託料は、園児及び職員に係る給食調理業務の委託料。通園バス運行業務委託料は、年間292日の運行に係る委託料。認定こども園園庭遊具点検業務委託料は、開園から5年以上が経過したことから遊具の点検を実施するもの。18節 備品購入費 は、不足している園児用のテーブル付き椅子3脚を購入するもの。93ページに移ります。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 9306万9000円。子ども達の健全育成と町民を対象とした生涯学習に係る予算を計上しております。8節 報償費 27万5000円。いきいき大学講師謝礼 5万5000円は、高齢者が新しい知識や技術を学習し、健康で豊かな老後を求めることができるよう、年間7回フラワーアレンジ講座などの合同学習や社会見学を実施するもので、係る講師謝礼を計上。生涯学習講座講師謝礼 17万円は、うるおいと充実のある生活を進めるため、趣味と教養を身につけることのできる講座を開設しているもので、楽器体験講座のほか、成人対象4講座を予定しております。94ページに移ります。13節 委託料 321万5000円。プラスワンセミナー講演講師委託料は、多種・多様なテーマを設定し生涯学習の機会を提供するもので、本年度も著名な講師の招聘を予定しております。講師派遣等委託料、昭和音楽大学から講師を招き、音楽体験・交流事業を行うもので、新冠中学校吹奏楽部を対象に吹奏楽クリニックのほか、アウトリーチコンサート、パートナーシップコンサート等を実施するもの。19節 負担金補助及び交付金 469万4000円。レ・コード館ジュニアジャズバンド運営委員会補助金 55万円は、小学校3年生から中学校3年生までで結成されている同バンドの運営費補助金となっており、平成30年度よりプロによる指導から町内の音楽団体による指導へと体制の見直しを図っております。文化振興施設運営補助金 70万円は、町内に存在する美術館等の文化振興施設の日常の維持管理を行うものに対し奨励金を交付することで施設の充実かつ文化の振興及び町の活性化を図るもので、美術館等の施設に係る固定資産税の2分の1を交付するもの。町文化協会補助金 277万3000円は、今年度文化協会創立50周年を迎えることに伴い記念誌発行に係る費用を増額しております。2目 レ・コード館事業推進費 6860万4000円。9節 旅費 34万2000円は、札幌市資料館、豊平館、センチュリーロイヤルホテルでの出張レコードコンサートのほか、今年度は石川県金沢市の金沢蓄音機館に職員を派遣する旅費を計上しております。95ページに移ります。11節 需用費 2186万5000円。消耗品費 234万9000円の主なもの、レコード保存用内袋・外袋及び、告知用看板、施設内のLED電球の購入費

を計上。修繕料 161万7000円の主なものは、小破修繕料のほか冷温水器冷媒ポンプ交換に係る修繕料を計上しております。96ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 142万7000円。音楽著作権料 3万3000円は、開館当初より実施しているレコードコンサートにおいて、平成30年度より著作権料を求められたことから計上するもの。15節 工事請負費 レ・コード館非常電源改修工事は、停電時、非常用電源が作動しますが、一般用電源として利用できないことから、テレビの視聴や携帯電話の充電などが可能となるよう改修を行うもの。18節 備品購入費 259万8000円。レ・コード館備品購入費は、平成30年度に購入した印刷機に係る備荒資金組合への償還金のほか、停電時に備えたポータブル式灯油ストーブ2台の購入費を計上しております。社会教育備品購入費は、平成28年度に購入したグランドピアノに係る備考資金組合への償還金を計上。3目 図書費 1385万9000円。11節 需用費 193万9000円。消耗品費 170万9000円の主なものは、新聞、定期購読雑誌の購入及びブックスタート事業、セカンドブックプレゼント事業等図書プラザ事業に係る消耗品、ボランティアサークル活動支援材料費の購入費のほか、今年度は移動図書館車のタイヤ購入費を計上しております。97ページに移ります。18節 備品購入費 373万7000円。図書購入費は、2500冊の購入を予定しております。4目 青少年育成費 1155万5000円。8節 報償費 161万9000円。報償金 155万9000円は、主に放課後子ども教室に係る安全管理員・学習支援員に係る報償費。講師等謝礼6万円は、自然体験教室に係る講師謝金。13節 委託料 295万円。公演開催業務委託料は、町内の小学生を対象とした児童劇を開催するもの。少年国内研修交流事業委託料は、小学6年生と中学1年生の20名が沖縄県で自然・文化に接するなど様々な体験と、金武町中川区子ども会との相互交流を行うもの。98ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 148万3000円。通学合宿実行委員会交付金 16万円は、青年の家を会場に町内の小学生4から5年生を対象に4泊5日の合宿を開催するほか、年4回の自然体験教室事業に係る補助金。5目 郷土資料館費 141万2000円。郷土資料館の運営管理に係る経費を計上。8節 報償費 1万5000円は、ふるさとの昔を紐解く、海辺の生き物を発見しよう、判官館の野鳥を知ろうの3事業に係る講師謝礼を計上しております。6目 青年の家費 840万5000円。青年の家施設管理に係る経費を計上しております。99ページに移ります。11節 需用費 253万2000円。修繕料 30万円は、照明器具の交換、乗用草刈り機の修繕等を行うもの。12節 役務費 78万7000円。手数料 60万円の中で主なものは、寝具のクリーニング代となっております。7目 町民センター費 537万7000円。町民センターの施設管理に係る経費を計上しております。100ページに移ります。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 3422万1000円。スポーツ教室等に係る費用と町体育協会等、社会体育団体への補助金を計上しております。1節 報酬 27万6000円は、スポーツ推進委員5名の活動に係る報酬で、今年度スポーツ推進委員主導のスポーツ教室の開催を予定しております。101ページに移ります。8節 報償費 34万1000円。ジュニア水泳教

室、さわやか運動教室・乗馬教室など15教室に係る講師謝礼を計上。18節 備品購入費 6万2000円は、スポーツ教室用備品としてストレッチローラー10個の購入費を計上しております。2目 体育施設費 1167万7000円。スポーツセンター・町民グラウンド・テニスコート・節婦体育館の管理運営経費を計上しております。11節 需用費 636万3000円。修繕料 47万円の中で、町民グラウンド内野部の水はけが悪い箇所の表層土を10センチメートル程漉きとり、暗渠材のかきおこしを実施することとしております。13節 委託料 449万2000円。町民グラウンド整備委託料は、グラウンドの不陸整正を行うもの。スポーツセンター管理業務託料は、土曜日の夜間及び日曜・祝日の管理を委託するもの。102ページに移ります。18節 備品購入費 は、町民グラウンドのバックネットに設置しているサイレンを更新するもの。9款 教育費 7項 学校給食費 1目 学校給食費 5584万6000円。11節 需用費 3332万8000円。消耗品費 235万8000円は、学校配分予算のほか、食中毒対策用消耗品、食器の更新等の予算を計上しております。給食材料費 2777万7000円は、月額4200円、中学校は月額5000円の食材購入のほか、これまで補助金として交付していた、ふるさと給食についても計上しているもの。13節 委託料 2202万4000円。給食業務委託料は、3校分の調理に係る人件費等を計上。103ページに移ります。

10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 1目 現年発生災害復旧費 5000円。災害復旧促進協会負担金です。

11款 公債費 1項 公債費 1目 元金 7億3576万5000円。本年度の起債償還に係る元金で、前年度対比5520万円の減となっております。2目 利子 3586万8000円。起債償還に係る利子で、利子については長期金利の利率の減少により前年度対比948万2000円の減となっております。

12款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 300万円。予備費は、予算外の支出や予算を超過した際充当する目的外予算であります。300万円を計上しております。

次に、歳入に入りますので、13ページをお開き願います。

1款 町税 1項 町民税 1目 個人 2億4616万8000円。1節 現年課税分 2億4159万円。前年度対比864万1000円の増。平成30年度決算見込み額で算出しております。所得割において、一部業種が好調であった事を考慮し、前年度対比3.7%増を見込み算定しております。2目 法人 5161万9000円。1節 現年課税分 5148万9000円。前年度対比189万7000円の減。平成30年度決算見込み額で算出しております。均等割については242事業所、法人税割については90事業所を対象に算出しております。2項 固定資産税 1目 固定資産税 3億1536万4000円。1節 現年課税分 3億1265万1000円。前年度対比669万2000円の減。土地、家屋については、平成30年度の傾向を勘案し、前年度対比0.3%の減。一般の償却資産につきましては、資産の減価償却及び新規導入等の傾向によりほぼ同額。また、大規模償却資産については、減河償却により前年度対比5.3%の減で算出しております。2

目 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 860万円。前年度対比1千円の減は、北海道財務局の算定標準額が減額となった事によるもの。14ページに移ります。3項 軽自動車税 1目 軽自動車税 1662万5000円。1節 現年課税分 1657万円。前年度対比134万8000円の増。軽自動車税については、前年度対比49万8000円増額の1572万円を計上しておりますが、平成27年度以降の税制改正によるもので、平成30年度実績により軽課、重課の判定をし、税額を算定しているものであります。また、本年10月より、自動車取得税の廃止による環境性能割が導入されますが、軽自動車税に係るものは市町村課税となることから新たに85万円を予算計上し、現年課税分が増額となっております。4項 市町村たばこ税 1目 市町村たばこ税 2611万1000円。平成30年度実績により算出した結果、前年度対比15.3%、473万4000円の減となっております。5項 入湯税 1目 入湯税 1330万9000円。平成30年度の決算見込み額に過去3年間の対前年比率の平均95%で算出しております。

2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税 2156万円。揮発油譲与税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもの。予算額は、平成30年度決算見込額に地方財政計画による前年対比98%を乗じて計算をしております。15ページに移ります。2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税 5406万円。自動車重量税の3分の1に相当する額が市町村に交付されるもの。平成30年度決算見込額に地方財政計画により前年対比102%を乗じて計算しております。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金 1目 利子割交付金 103万5000円。都道府県に納付された利子割に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分して交付されるもので、予算額は平成30年度決算見込額に地方財政計画により前年対比115%を乗じて計上しております。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金 1目 配当割交付金 154万円。道に納入された道民税の配当割額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分し交付されるもので、予算額は平成30年度決算見込額に地方財政計画により前年対比110%を乗じて計上しております。

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金 1目 株式等譲渡所得割交付金 98万円。道に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分し交付されるもの。予算額は、平成30年度決算見込額に地方財政計画により前年対比98%を乗じて計上しております。16ページに移ります。

6款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金 1億1207万9000円。消費税は国6.3%、地方1.7%で徴収され、地方分の2分の1が都道府県、残りの2分の1が市町村に人口と消費額の割合で交付されるもの。10月から10%へ増税となりますが、予算額については、地方財政計画により平成30年度決算見込額に前年対比103%を乗じて計上しております。

7款 自動車取得税交付金 1項 自動車取得税交付金 1目 自動車取得税交付金 832

万円。道に納付された自動車取得税の66.5%が交付されるもので、2分の1を市町村の道路の延長、残り2分の1が面積割で按分して交付されるもので、10月からは環境性能割交付金に移行することから、予算額は地方財政計画により平成30年度決算見込額に前年対比52%を乗じて計上しております。2項 環境性能割交付金 1目 環境性能割交付金 500万円。自動車取得税の廃止に伴い、本年10月から地方税として道に納付される環境性能割の47%が市町村に交付されるものでありますが、現時点では予測がつかないことでありますので、取得税交付金の目減り分を考慮し500万円を計上しております。

8款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金 1目 地方特例交付金 260万3000円。平成11年度、恒久的な減税の実施に際し、地方税の減収額の一部を補てんするために創設されたもので、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年度対比129%を乗じて計算をしております。17ページに移ります。

9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 26億円。町税の増収及び起債償還額の減少を見込みながら昨年度交付された実績を考慮し、前年度対比1.6%減で見込んでおります。

10款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金 80万円。道路交通法の反則金の収入相当額等から取扱い手数料等を控除した額を地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため国から地方公共団体に対し交付されるもの。予算額は、平成30年度決算見込額同額を計上しております。

11款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金 164万8000円。日高町の養護老人ホーム入所者の個人負担金及び子ども発達支援センターあおぞらにおける児童デイサービスを利用する日高町の負担金。2目 教育費負担金 2152万8000円。認定子ども園に係る保育料及び預かり保育料。18ページに移ります。

12款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料 31万6000円。有償旅客自動車運送事業運賃は、西新冠地区予約運行方式運営事業及び新冠町コミュニティバス運営事業に係る利用者運賃。2目 民生使用料 233万1000円。生活館使用料 8万1000円は、生活館11施設に係る使用料及び集会施設使用料35万円は、本町多目的交流センター他16施設に係る使用料。高齢者共同生活施設居室使用料 126万円は、あいあい荘に入居する居室使用料。老人憩の家入浴施設使用料 64万円は、憩の家の風呂を利用する方の入浴料で1人100円を徴収しております。3目 衛生使用料 62万6000円。主に火葬場使用料。4目 農林水産業使用料 1331万4000円。1節 牧野使用料 1126万7000円は町有牧野使用料で、乳用種260頭、肉用種40頭を見込んでおります。2節 林業使用料 204万7000円は、判官館森林公園のバンガロー及びテントの使用料。5目 商工使用料 258万円。道の駅の民間店舗に係る施設使用料及び西泊津ヒルズパークゴルフ場使用料を計上。6目 土木使用料 7293万9000円。1節 土木使用料 172万1000円は、町道敷地占用料及び河川敷地に係る使用料。2節 住宅使用料 7121万8000

円は、公営住宅及び駐車場使用料。7目 教育使用料 373万2000円。各施設とも平成30年実績見込みにより計上しております。19ページに移ります。2項 手数料 1目 総務手数料 303万3000円。戸籍及び住民登録関係手数料及び諸証明手数料であります。2目 民生手数料 339万5000円。ふれあい夕食に係る利用者の負担分。3目 衛生手数料 1486万9000円。1節 環境衛生手数料 20万8000円は、狂犬病予防注射済票交付手数料として313頭分の17万2000円。犬の登録手数料として12頭分の3万6000円を計上。2節 清掃手数料 1466万1000円は、主に小動物焼却手数料として420頭196万円。ゴミ収集運搬手数料として燃やせるゴミほか1万6700袋分の1263万8000円を計上。4目 農林水産業手数料 14万7000円。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料は、過去3年間の平均により算出。5目 土木手数料 1000円。地籍図及び地籍簿等の閲覧及び交付手数料。20ページに移ります。

13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 1億8850万3000円。1節 社会福祉費国庫負担金 1億3241万8000円。国民健康保険基盤安定費負担金 755万6000円は、国保税の軽減分について、一般会計からの繰り入れに対し、保険者支援分として繰入額の2分の1を国が負担するもの。自立支援医療費更正医療負担金 1408万円は、障害者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害ほか7項目の障害種別に係る医療が対象となり、対象経費の2分の1を国が負担するもの。介護給付・訓練等給付費負担金 1億6万1000円は、障がい者総合支援法に基づいて提供される障害福祉サービスに係る国庫負担金で、利用者負担額を除いた額に2分の1を国が負担するもの。障がい児通所給付費等負担金 789万8000円は、主に新冠町こども発達支援センターあおぞらが行う障がい児通所支援事業に係る国庫負担金で、2分の1を国が負担するもの。2節 児童福祉費国庫負担金 5308万5000円。児童手当国庫負担金 5104万4000円は、児童手当に係る国庫負担金。施設型給付費国庫負担金 204万1000円は、静内幼稚園、マーガレット認定こども園に通う保護者に対して施設型給付費として町が負担するもので、これに対する国庫負担金。2目 衛生費国庫負担金 18万2000円。感染症予防事業費等国庫負担金は、乳がん、子宮がん検診に係る国庫負担金。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 670万3000円。1節 総務管理費国庫補助金 161万6000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、国のサーバー等の更新に伴う負担額の増額分に対する国庫補助で、人口割により補助金が交付されます。2節 企画費国庫補助金 387万5000円、地域内公共交通確保維持改善事業補助金は、西新冠地区予約運行方式運営事業に対する国庫補助金。3節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金 121万2000円は、地方公共団体情報システム機構が行う番号カード交付事務に対する国庫補助金。2目 民生費国庫補助金 568万6000円。1節 社会福祉費国庫補助金 169万7000円。地域生活支援事業費等補助金は、障がい児・障がい者における日常生活用具給付事業ほか4事業に対する国庫補助金。2節 児童福祉費国庫補助金 398万9000円。子ども・子育て支援交付金 393万2000円は、支援

センターが実施する地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業等に対する国庫補助金。21ページに移ります。3目 衛生費国庫補助金 67万5000円。合併処理浄化槽設置に対する国庫補助金。4目 農林水産業費国庫補助金 1348万5000円。町営牧野に導入する哺育牛舎及び哺乳ロボットに対する国庫補助金。5目 土木費国庫補助金 6312万3000円。1節 道路橋梁費国庫補助金 4708万4000円。防災・安全社会資本整備交付金 3687万6000円は、橋梁長寿命化修繕工事に対する補助金。社会資本整備総合交付金 1020万8000円は、町民センター裏のメロディー大橋からゆうあい天馬までの堤防の新冠市街地線1号支線に係る改良及び舗装工事に係る補助金。2節 住宅費国庫補助金 1603万9000円は、住宅リフォーム助成金、節婦ふれあいタウン改修工事、汐見団地解体撤去工事等に係る補助金。6目 教育費国庫補助金 15万円。1節 小学校費国庫補助金 5万7000円及び 2節 中学校費国庫補助金 9万3000円の中で就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、要保護児童生徒に対する修学旅行費及び特別教育就学奨励費に対し2分の1国庫補助があるもの。へき地児童生徒援助費補助金は、小・中ともに1年生を対象とする心臓検診に係る国庫補助金。3項 国庫委託金 1目 総務費国庫委託金 783万4000円。1節 総務管理費国庫委託金 19万6000円。中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 17万5000円は、在留外国人の届出等に関する事務費として届出件数の実績により交付されるもの。2節 選挙費国庫委託金 763万8000円は、参議院議員通常選挙に係るもの。2目 民生費国庫委託金 278万9000円。1節 社会福祉費国庫委託金 277万8000円は、年金業務の受け付け相談業務等の交付金。2節 児童福祉費国庫委託金 1万1000円は、特別児童扶養手当事務に対して交付されるもの。22ページに移ります。

14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 1億1083万2000円。1節 社会福祉費道負担金 9837万4000円。国民健康保険基盤安定費負担金 2036万6000円は、国保税の軽減分について補助されるもの。自立支援医療費更生医療負担金 704万円は、障がい者の社会活動への参加を援助するための医療に係るもの。介護給付・訓練等給付費負担金 5003万円は、障がい者総合支援法に基づいて提供される障がい福祉サービスに係る負担金。後期高齢者医療基盤安定費負担金 1557万8000円は、保険料の軽減分について道が負担するもの。障がい児通所給付費等負担金 394万9000円は、主に新冠町こども発達支援センターあおぞらの行う障害児通所支援事業に対するもの。2節 児童福祉費道負担金 1245万8000円は、児童手当に係る負担金。2項 道補助金 1目 総務費道補助金 646万7000円。民有林造林事業費補助金は、町有林間伐人工造林下刈りに対する補助金。2目 民生費道補助金 2565万円。1節 社会福祉費道補助金 1821万3000円。地域生活支援事業費等補助金 84万8000円は、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付事業、障がい者の移送サービス事業に対する道補助金。民生委員活動費補助金 123万9000円は21名分。重度心身障害者医療給付事業費補助金 574万5000円は、医療費に対するも

の。生活館運営費補助金 459万6000円は、運営費の内、需用費・役務費等補助対象経費の4分の3が交付されるもの。23ページに移ります。2節 児童福祉費道補助金 743万7000円。施設型給付費道負担金 148万円は、私立幼稚園等に対し、教育・保育の費用を町が負担しますが、これに対する道負担金。子ども・子育て支援交付金 393万2000円は、支援センターが実施する地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業等に対する道補助金。3目 衛生費道補助金 111万7000円。健康増進事業費補助金 77万7000円は、健康相談・健康教育等の事業に対する道補助金。妊産婦安心出産支援事業費道補助金 34万円は、妊婦健診交通費助成金、出産時宿泊費助成金に対し交付されるもの。4目 農林水産業費道補助金 6061万円。1節 農業費道補助金 2837万6000円。農業委員会等活動促進事業費交付金 322万9000円は、農業委員会の事務の処理を遂行するための補助金。多面的機能支払事業補助金 498万2000円は、組織をつくり地域内の農業者が共同で農業・農村の機能維持に取り組む活動を支援するもので、比宇川流域環境保全会と里平地区・水・環境保全会が対象。経営所得安定対策推進事業補助金 118万4000円は、申請書受け付け等を新冠町農業再生協議会が行っておりますが、その事務経費に対して支払われるもの。農業次世代人材投資事業道補助金 1125万円。新規就農者で、就農後5年以内の経営の安定確保を図ることを目的に給付金が給付されるもので、歳出同額を道から補助されるもの。2節 林業費道補助金 3211万円。未来につなぐ森づくり推進事業補助金 53万円は、民有林振興対策事業に対する道補助金。小規模治山事業補助金 1500万円は、里平富居の沢小規模治山工事に係るもの。鳥獣被害防止総合対策事業補助金 1658万円は、有害鳥獣駆除対策事業に係る経費。3節 水産業費道補助金 12万4000円は、水産多面的機能発揮対策推進事業費交付金。ホッキ貝の耕運事業に係る事務費として交付されるもの。5目 教育費道補助金 143万4000円。放課後こどもプラン補助金は、町民センター及び朝日小学校で実施している放課後子ども教室に係る道補助金。24ページに移ります。3項 道委託金 1目 総務費道委託金 1425万8000円。1節 総務管理費道委託金 6万3000円は、国土利用計画法に基づく事業経費に充てるもの。2節 選挙費道委託金 505万1000円は、知事・道議選挙に伴うもの。3節 徴税費道委託金 794万3000円は、個人道民税の徴収に伴うもの。4節 戸籍住民基本台帳費道委託金 7万2000円は、パスポート発給事務に係るもの。5節 統計調査費道委託金 112万9000円は、農林業センサス等6統計調査に係るもの。2目 衛生費道委託金 4万6000円は、主に浄化槽設置届出書の受理及び使用開始報告書の作成提出に係る事務費交付金。3目 農林水産業費道委託金 151万4000円。1節 農業費道委託金 99万9000円。道営土地改良事業監督等補助業務委託金 42万4000円は、道営事業で実施される芽呂地区農道保全対策事業及び美宇地区単独営農用水事業に係る監督等補助業務に対する委託金。新冠地区地すべり防止区域点検業務委託金 37万円は、西泊津、泉、太陽1、2地区に係るもの。2節 林業費道委託金 45万2000円は、道の権限移譲事務交付金。3節 水産業費道委託金 6万3000円は、漁港利用料徴収事

務委託金。4目 商工費道委託金 3000円は、知事が行う事務のうち商工会の決算関係書類の受理の事務について交付されるもの。5目 土木費道委託金 101万9000円は、樋門樋管39基に係る管理委託金。6目 消防費道委託金 48万2000円は、新栄のヘリポート給油施設管理委託料。25ページに移ります。

15款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 1318万9000円。1節 土地・建物貸付収入 1318万8000円。移住促進住宅貸付収入は、北星町のナナカマドの住宅料。農業支援員住宅貸付収入は、旧太陽小学校教員住宅に係るもの。2目 利子及び配当金 173万7000円は、配当金及び各基金の利子を計上。2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 7444万8000円。町有牛売払収入 5288万8000円は、肥育牛ほか52頭の売払い収入。立木売払収入 1951万7000円は、岩清水地区他町有林の間伐材・立木等の売払い収入。高規格幹線道路建設に伴うホロシリ乗馬クラブの立木売払収入を計上。町有牛優良受精卵売払収入 116万3000円は、町の所有する優良受精卵を和牛改良組合及び酪農振興会へ提供し、自家保留を推進するもの。2目 不動産売払収入 240万4000円は、高規格幹線道路建設に伴うホロシリ乗馬クラブの土地売払収入を計上。26ページに移ります。

16款 寄付金 1項 寄付金 1目 一般寄附金 1000円は科目存置。2目 指定寄附金 1000万円は、ふるさと納税に係る寄附金。

17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 3818万9000円。平成30年度に寄付のあった特典付ふるさと納税の積立金ほかを計上するもの。2目 減債基金繰入金 1945万7000円は、公債費のうち公有林整備事業債に係る元利償還金相当額を繰り入れるもの。3目 財政調整基金繰入金 2億5400万円は、歳出の財源調整のため繰り入れるもの。

18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 3000万円は、前年度と同額計上しております。27ページに移ります。

19款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料は、それぞれ科目存置。2項 預金利子 1目 預金利子 10万円は、平成30年度実績見込額を計上。3項 貸付金元利収入 1目 アイヌ住宅改良等資金貸付金元利収入 109万7000円は、継続償還者4名に係る元利収入。2目 北海道労働金庫貸付金元金収入 500万円。勤労者の福利厚生及び生活安定のため、労金に貸付けるものの貸付金の収入。3目 法外援護資金貸付金収入 70万円。社会福祉協議会に貸付ける元金を収入するもの。4目 農業振興資金貸付金収入 600万円。平成27年ピーマン選果施設整備時に貸付けた9000万円に対する償還金を計上するもの。28ページに移ります。4項 雑入 1目 から 3目 までは科目存置。4目 宝くじ交付金収入 245万8000円は、北海道市町村振興協会より、均等割及び人口割により算定された額が交付されるもの。5目 雑入 3億7390万9000円。主なものとして、高額療養費立替分 275万円は、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療等に係る高額療養費の立替分。高齢者共同生活施設個人負担金 708万7000円は、あいあい荘入居者

の給食費及び光熱水費の個人負担分。29ページに移ります。給食費個人負担金 660万6000円は、教職員及び認定こども園職員に係る給食費個人負担分。新冠町子ども発達支援センター構成町負担金 378万8000円は、あおぞらの運営費に対する日高町の負担金。高規格幹線道路損失補償金 2億9526万1000円は、高規格幹線道路建設に伴うホロシリ乗馬クラブの損失補償金で今年度分を計上。介護予防サービス計画費 401万2000円は、要介護認定において要支援1または2の判定を受けている方のサービス計画作成に係る介護保険給付費収入を計上。営農対策協力金 100万円は、町が行う有害鳥獣駆除に対し、新冠町農協が協力金として町に支出しているもの。新冠町家畜自衛防疫組合事務取扱負担金 170万円は、自防組合の事務局を町が受託するにあたり、臨時職員の賃金・社会保険・雇用保険の8割程度を負担いただくもの。30ページに移ります。5項受託事業収入 1目 受託事業収入 5737万8000円。介護予防地域支援事業受託事業収入 3812万8000円は、広域連合から委託される地域支援事業に係る受託事業収入。後期高齢者医療広域連合受託事業収入 89万6000円は、広域連合が本来実施すべき生活習慣病の早期発見のための健康診査を町が実施していることに対する収入。和牛センター預託料 1835万4000円は、年間延べ2万4972頭に係る預託料を計上。

20款 町債 1項 町債 1目 総務債 から 6目 臨時財政対策債 までの各起債については、8ページ第3表 地方債で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上、議案第10号 平成31年度新冠町一般会計予算の提案内容をご説明申し上げます。ご審議賜り、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。○議長（芳住革二君） ご苦労さまでした。提案理由の説明が終わりました。暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

（15時20分）

（15時33分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第11号 平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計予算

日程第5 議案第12号 平成31年度新冠町下水道事業特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第11号 平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計予算 日程第5 議案第12号 平成31年度新冠町下水道事業特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第11号 平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。117ページをお開き下さい。平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2億8302万400

0円に定めようとするものです。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。地方債 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債によるものです。後程説明いたします。一時借入金 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものとございます。地方債 第2条について説明いたしますので、120ページをお開き下さい。第2表 地方債 本年度地方債の借入を起こすものは簡易水道施設整備事業で、内容としましては美宇地区配水管及び増圧ポンプ場機械・電気設備工事に伴う単独事業工事を実施するためのものとございます。6150万円を限度として借入を起こすものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりになっております。事項別明細書の歳出から説明いたします。なお、お手元の配布の資料として予算説明資料、委託料一覧表及び工事請負費一覧表は、後程ご覧いただくことでよろしくお願いたします。125ページをお開きください。

3 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 3122万7000円。本目は、職員の人件費及び通常に係わる事務的経費等を計上しております。以下、節に関しましては、主なものについて説明させていただきます。11節 需用費 106万9000円。主には、印刷製本費 48万8000円は、予算製本費、決算書製本費、収納電算、帳票等に係る費用を計上しております。燃料費 22万6000円は、公用車の燃料費に係わる費用を計上しております。修繕料 3万6000円は、公用車の整備料に係わる費用を計上しております。12節 役務費 73万7000円。手数料 39万7000円は、主に口座振替手数料を計上しております。保険料 34万円は、自動車自賠責、建物火災等の保険料を計上しております。13節 委託料 966万3000円。検針等業務委託料は、簡易水道事業区域の合計約2490件に係わる検針等の委託料。電算システム機器保守委託料は、料金システムの機器保守で、システム機器保守稼働維持支援に係る機器、検針機、光通信ユニット、プリンター等の委託料を計上しております。14節 使用料及び賃借料 41万1000円。水道事業に係わる土地の借上げ料を計上しております。126ページに移ります。18節 備品購入費 103万1000円。上下水道料金システム購入費は、平成28年度導入の上下水道料金システム購入費用の平成31年度償還分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 93万9000円。主に、職員、退職手当、組合負担金83万8000円は、一般職員1名分を計上しております。27節 公課費 897万4000円。主に、消費税納付金897万4000円は、平成30年度の中間納付213万4000円と平成30年度の精算納付分242万6000円と平成31年度の中間納付441万4000円を計上しております。127ページに移ります。

2款 施設費 1項 施設費 1目 維持費 7078万9000円。本目は、水道施設等に係わる維持管理的経費です。11節 需用費 3033万1000円。消耗品費 180万1000円は、各水道施設の滅菌用塩素ほか水処理用薬品代。光熱水費 2546万4000

円及び修繕料 300万円は、水道施設に係わる電気料及び修繕費を計上しております。12節 役務費 486万5000円。通信運搬費 198万円は、電話料及び専用回線使用料29回線分です。施設維持手数料 288万5000円は、施設維持のための太陽浄水場芽呂浄水場のろ過砂かき取り及び目詰り防止シートの清掃等非常用発電機整備手数料で、バッテリー交換2施設及びオイル交換等7施設を計上しております。13節 委託料 1375万2000円。新冠節婦地区管路図面作成業務委託料は、水道管路台帳システム構築及び保守業務委託に係る委託料。新冠簡易水道配水管漏水調査委託料は、漏水調査延長16キロ及び路面音調調査等に係る委託料。本年度は、新冠市街地を予定しております。施設維持管理業務委託料は、中央監視装置保守点検業務委託料、簡易水道計装機器点検業務委託料、共栄浄水場膜ろ過装置洗浄業務委託料に係る経常的委託料。水質検査業務委託料は、各浄水場の浄水、原水の水質検査に係る委託料。電気設備保安等業務委託料は、新冠浄水場外12施設分の非常用発電機の保安に係る業務委託料。消防設備等保守点検委託料は、新冠浄水場外13施設分の消火器33本及び誘導灯34本の機能点検及び総合点検に係る委託料。15節 工事請負費 1441万2000円。メーター器交換取付工事は、計量法に基づきメーター器の有効期限内に取換工事を行うものです。消火栓新設工事は、消火栓未整備区域の整備に伴うもので、町道北星9号線沿いに1基新設するものでございます。水道施設計装機器交換及びポンプ分解整備工事は、共栄浄水場取水ポンプ2基と共栄浄水場シーケンサ交換1基、新冠送水ポンプ場から温泉ポンプ場間のテレメーター交換2基、新和浄水場取水井水位計交換1基に係る工事を行うものです。芽呂地区農道保全対策工事に伴う水道管移設補償工事は、北海道発注芽呂地区農道保全対策工事に伴い既設水道管が支障となることから移設するもので、減耗分を差引いた額を補償費として歳入で計上しております。16節 原材料費 716万9000円。メーター器交換材料代 636万8000円は、メーター器交換取付工事に使用するもので、本年度交換分は373個分を計上しております。施設維持管理用材料代 80万1000円は、止水栓部品修理用メーター器10個、計装機器部品配水管修理等の材料代を計上しております。2目 受託工事費 22万7000円。16節 原材料費 22万7000円。給水施設工事原材料は、一般新築住宅用のメーター器13ミリ15個分を計上しております。3目 建設費 6151万2000円。15節 工事請負費 6151万2000円。新冠町簡易水道事業美宇地区配水管工事は、畑地帯総合整備事業単独営農用水美宇地区工事に併せて水道未普及地区の解消を図る工事。新冠町簡易水道事業美宇地区配水増圧ポンプ場機械・電気設備工事は、ノースヒルズ地先において高台であるためポンプによる増圧が必要であり、インバーター制御による可変圧力型ポンプによる給水方法にする工事を行うものでございます。128ページに移ります。

3款 公債費 1項 公債費 1目 元金 1億25万7000円。23節 償還金利息及び割引料 1億25万7000円。長期債償還元金は、水道施設整備事業に係わる長期債償還元金を計上しております。2目 利息 23節 償還金利息及び割引料 1891万2000円。

長期償還利子は、水道施設整備事業に係わる長期償還利子を計上しております。

4款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 10万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、123ページをお開き下さい。2 歳入 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 水道使用料 1節 使用料 1億4733万5000円。収納率99.8%で現年分1億4727万2000円、滞納繰越分として6万3000円を見込んでおります。2項 手数料 1目 水道手数料 15万1000円。主に、設計審査工事検査手数料 15万円は、新築住宅等による給水工事に係る設計検査手数料として15件分を見込んでおります。

2款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1節 一般会計繰入金 7207万1000円。一般会計からの繰入金を計上しております。

3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1万円を計上しております。前年度繰越金を計上しております。124ページに移ります。

4款 諸収入 1項 受託事業収入 1目 受託事業収入 22万6000円。給水装置工事事業収入は、一般新築住宅用のメーター器13ミリ、15個分の売払い収入分として見込んでおります。2項 雑入 1目 雑入 173万1000円。消火栓管理等負担金 99万円は、消火栓の使用に伴う例年同様の66基の消火栓管理費分と芽呂地区農道保全対策事業に係る水道管移設補償費74万1000円を計上しております。

5款 町債 1項 町債 1目 水道債 6150万円。簡易水道施設整備事業債は、120ページ 第2表 地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上が、議案第11号 平成31年度新冠町簡易水道事業特別会計予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号の提案理由の説明をいたしますので、136ページをお開き下さい。議案第12号 平成31年度新冠町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。平成31年度新冠町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。歳入歳出予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億285万5000円に定めようとするものでございます。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。地方債 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債によるものです。後程ご説明いたします。一時借入金 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定めるものでございます。地方債第2条について説明いたしますので、139ページをお開き願います。第2表 地方債 本年度、地方債の借入を起こすものは下水道施設整備事業で、内容としましては北星町ナンバー1マンホールポンプ所機械・電気設備更新実施設計、中央町ナンバー1マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事、新冠ポンプ場自動スクリーン改築工事を実施するためのものでございます。2630

万円を限度として借入を起こすものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりになっております。次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、144ページをお開き願います。なお、お手元の配布の資料としまして、予算説明資料、委託料一覧表及び工事請負費一覧表は、後程ご覧いただくことでよろしくお願いたします。

3 歳出 1 款 下水道費 1 項 下水道費 1 目 一般管理費 1 3 3 3 万 9 0 0 0 円。本目は、職員の人件費及び通常に係わる事務的経費等でございます。以下、節に関しましては、主なものについて説明させていただきます。1 1 節 需用費 6 8 万 3 0 0 0 円。主には、消耗品費 1 8 万円は、公用車の夏冬タイヤ等に係る費用を計上しております。印刷製本費 2 2 万 8 0 0 0 円は、予算製本費、決算書製本費に係る費用を計上しております。燃料費 2 0 万 9 0 0 0 円は、公用車の燃料費に係る費用を計上しております。修繕料 6 万 6 0 0 0 円は、公用車の整備料に係る費用を計上しております。1 2 節 役務費 1 9 万 8 0 0 0 円。手数料 1 6 万 1 0 0 0 円は、主に口座振替手数料を計上しております。保険料 3 万 7 0 0 0 円は、自動車自賠責、建物火災等の保険料を計上しております。1 3 節 委託料 5 2 万 1 0 0 0 円。主に、電算システム機器保守委託料は、料金システムの機器保守でシステム機器保守稼働維持支援に係る機器、検針機、光通信ユニット、プリンターが対象の委託料を計上しております。1 8 節 備品購入費 4 4 万 2 0 0 0 円。上下水道料金システム購入費は、平成 2 8 年度導入の上下水道料金システム購入費用の平成 3 1 年度償還分を計上しております。1 4 5 ページに移ります。1 9 節 負担金補助及び交付金 9 2 万 9 0 0 0 円。主に、職員退職手当組合負担金 8 3 万 8 0 0 0 円は、一般職員 1 名分を計上しております。2 7 節 公課費 1 0 1 万 1 0 0 0 円。主に消費税納付金 1 0 1 万 1 0 0 0 円は、平成 3 0 年度の清算納付分 4 9 万 8 0 0 0 円と平成 3 1 年度の間納付分 5 1 万 3 0 0 0 円を計上しております。2 目 施設管理費 4 0 9 2 万円。本目は、下水道施設、ポンプ場、管渠、マンホールポンプ等に係る維持管理的経費でございます。1 1 節 需用費 6 6 4 万 7 0 0 0 円。消耗品費 1 6 万 7 0 0 0 円は、新冠ポンプ場及びマンホールポンプ所の管理用消耗品の費用を計上しております。光熱水費 5 2 9 万 2 0 0 0 円は、新冠ポンプ場及びマンホールポンプ所の施設電気料を計上しております。修繕料 1 1 8 万 8 0 0 0 円は、平成 3 0 年度点検においての不良箇所の修繕及び緊急時の補修及び修繕料を計上しております。1 2 節 役務費 6 6 万 3 0 0 0 円。通信運搬費 6 3 万 6 0 0 0 円は、ポンプ場及びマンホールポンプ警報用の通信料全 2 1 回線分。保険料 2 万 7 0 0 0 円は、建物共済分担金で、新冠ポンプ場、同施設収容品、機械電気設備などでございます。1 3 節 委託料 1 1 9 5 万 9 0 0 0 円。管路施設維持管理業務委託料は、下水道管渠内の清掃及びカメラ点検調査業務の委託料。ポンプ場管理業務委託料は、新冠ポンプ場週 2 回の点検。うち 1 回は清掃を含みます。マンホールポンプ場 1 8 箇所については、週 1 回の点検、年 1 回のポンプ槽内清掃ポンプオイル交換に係る委託料。消防設備等保守点検委託料は、新冠ポンプ場消火器及び誘導灯の点検で、消火器 3 本、誘導灯 4 本の機能点検及び総合点検に係る委託料。1 4 節 使用料及び賃借料 1 8 万 1 0 0 0 円。主に、警報システム使用料 1 5 万 9

000円は、ポンプ場及びマンホールポンプ所7箇所分の警報伝送用システムの使用料。  
19節 負担金補助及び交付金 2147万円。下水道事業維持管理費負担金は、施設の使用に関する協定書第5条に基づく新ひだか町静内終末処理場に係る維持管理負担金でございます。146ページに移ります。3目 下水道建設費 6998万7000円。13節 委託料 605万円。調査設計委託料は、北星町ナンバー1マンホールポンプ所ほか機械・電気設備更新実施設計業務についての委託料。15節 工事請負費 4684万4000円。汚水幹線工事としまして、中央町ナンバー1マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事で、汚水ポンプ2基、制御盤等の更新。新冠ポンプ場自動スクリーン更新工事で、汚水流入口の遺物等の除去装置の更新。汚水枝線工事としましては、公共汚水柵設置工事で1箇所分を見込んでおります。19節 負担金補助及び交付金 1709万3000円。下水道事業建設費負担金は、施設の使用に関する協定書第5条に基づく新ひだか町静内終末処理場木場町ポンプ場汚水流末幹線等の過年度建設費の起債元利償還額に対しての負担率に基づき支払うものでございます。

2款 公債費 1項 公債費 1目 元金 6543万4000円。23節 償還金利子及び割引料 6543万4000円。長期債償還元金は、下水道施設整備事業に係わる長期債償還元金を計上しております。2目 利子 23節 償還金利子及び割引料 1307万5000円。長期債償還利子は、下水道施設整備事業に係わる長期債償還利子を計上しております。

3款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 10万円を計上しております。続きまして、歳入について説明申し上げますので、142ページをお開き願います。

2 歳入 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料 4551万2000円。1節 下水道使用料 4227万7000円。収納率99.8%で、現年分4225万円、滞納繰越分として2万7000円を見込んでございます。2節 施設使用料 323万5000円。収納率99%で、現年分323万4000円、滞納繰越分として1000円を見込んでございます。2項 手数料 1目 下水道手数料 1万3000円。確認検査手数料1万円は、4件分を見込んでおります。排水設備工事責任技術者登録手数料3000円は、4名分の更新登録を見込んでおります。

2款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 下水道費国庫補助金 2630万円。社会資本整備総合交付金で、北星町ナンバー1マンホールポンプ所機械・電気設備更新実施設計業務委託、中央町ナンバー1マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事、新冠ポンプ場自動スクリーン更新工事に対する補助金で、国費率は50%でございます。143ページに移ります。

3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1億472万円。一般会計からの繰入金を計上しております。

4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1万円。前年度繰越金を計上しております。

5款 町債 1項 町債 1目 下水道債 2630万円。下水道施設整備事業債は、139ページ、第2表 地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上が、議案第12号 平成31年度新冠町下水道事業特別会計予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第13号 平成31年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算

日程第7 議案第14号 平成31年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第6 議案第13号 平成31年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 日程第7 議案第14号 平成31年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第13号 平成31年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、提案理由を説明いたします。平成31年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5153万1000円と定めるものです。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものとします。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500万円と定めるものです。歳出予算の流用 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。第1号 保健給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、165ページをお開き願います。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 170万6000円の計上は、町国保会計におきます事務費の予算であります。前年比較6万3000円の増加は、レセプト点検手数料等の単価アップ分でございます。2目 連合会負担金 493万5000円は、国保連合会の運営に係る構成市町村の負担金であります。前年比較98万5000円の増加は、主にシステム運営負担金の消費税アップ分でございます。2項 1目 運営協議会費 15万円の計上は、町国保運営協議会に係る経費で、前年比較10万3000円の減少は委員研修会の減によるもの。1節 報酬の11万円は 国保運営委員9名のうち診療所所長を除く8名分の報酬であります。次ページをお開き願います。3項 1目 趣旨普及費 5万円は、被保険者に国民健康保険制度の内容等について普及啓蒙を図るためのパンフレット等の消耗品に係る経費であります。前年比較11万8000円の減少は、平成30年国保制度改革改正周知用パンフの減によるものです。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 4億500万円は、0

歳から74歳までの被保険者の年間平均数を1621名とし、1人あたり医療費は24万9845円で過去5年の平均により算出しております。2目 退職被保険者等療養給付費1000円は、退職医療制度対象者は平成31年度に一般被保険者へ移行するため、科目存置として計上しております。3目 一般被保険者療養費460万円は、柔道整復施術料や補装具の給付に係るもので、過去5年間の平均により算出しております。4目 退職被保険者等療養費1000円は科目存置分です。5目 審査支払手数料122万円は、レセプト審査及び支払事務手数料に係る費用について計上しております。次のページをご覧ください。2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費5670万円は、過去5年間の平均により算出しております。2目 退職被保険者等高額療養費1000円は科目存置分です。3目 一般被保険者高額介護合算療養費20万円は、医療と介護費用の1年間の自己負担額を合算し限度額を超えた場合に支給されるもので、前年度と同額を予算計上しております。4目 退職被保険者等高額介護合算療養費1000円は科目残置分です。3項 移送費 1目 一般被保険者移送費1000円及び 2目 退職被保険者等移送費1000円は、いずれも科目存置の計上でございます。次のページをご覧ください。4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金420万円。平成27年から29年度の3年平均値の10件分を計上しております。2目 支払手数料3000円。12節 役務費 の出産一時支払い手数料でございますが、出産育児一時金の交付申請は医療機関が本人に代わり国保連合会に請求できますが、その際に発生いたします取扱の手数料を計上しているものです。5項 葬祭諸費 1目 葬祭費27万円ですが、出産育児一時金と同じく過去3年の平均値9件分を計上しております。

3款 国民健康保険事業費納付金 につきましては、北海道が算定した目的別の納付金となります。1項 医療費給付費分 1目 一般被保険者医療給付費分1億9044万円。2目 退職被保険者等医療給付費分 は廃目です。次のページをご覧ください。2項 後期高齢者支援金等分 1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分5550万9000円。2目 退職被保険者後期高齢者支援金等分 これは廃目です。3項 介護納付金分 として 1目 介護納付金分2395万8000円を計上しております。

4款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 その他共同事業拠出金1000円は、科目存置分です。次ページをお開き願います。

5款 1項 1目 財政安定化基金拠出金1000円は科目存置分です。

6款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費571万7000円。前年比291万6000円の増加でございますが、特定健診対象の40歳以上75歳未満の被保険者1182名のうち受診率を33%、受診見込み数390名分の健診経費に係る予算と、今年度国の全額補助を受けて特定健診受診率向上事業の実施をすることで係る委託料の予算を計上しております。2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費303万7000円は、レセプト点検及び医療費通知に関します経費について計上しております。次のページをご覧ください

7款 公債費 1項 公債費 1目 利子 1000円は科目存置分でございます。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 一般被保険者保険税還付金 50万円は、前年同額。2目 退職被保険者等保険税還付金 1000円及び 3目 償還金 2000円は科目存置分です。2項 延滞金 1目 延滞金 1000円は科目存置分です。次のページをお開きください。3項 診療報酬支払基金委託金 1目 利子 1000円は科目存置分です。4項 繰出金 1目 直営診療施設勘定繰出金 9132万2000円は、国保診療所への国交付金を国保会計を経由して国保診療所会計に繰り出すものであります。入院病棟及び24時間救急受入体制の再開により交付額が増加しております。

9款 1項 1目 同じく 予備費 200万円を計上してございます。続きまして、歳入のご説明をいたしますので、160ページにお戻り願います。

1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税 2億2460万7000円及び 2目 退職被保険者等国民健康保険税 8万8000円は、医療費分、後期高齢者支援分、介護納付分につき一般と退職者分で現年度と滞納繰越に分けてそれぞれ節毎に計上してございますが、保険税現年分は収納率を96%を見込み、滞納繰越分は収納率17%を見込み予算計上してございます。次のページをお開き願います。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 督促手数料 10万円は、前年度と同額を計上しております。

3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金 1000円は、過年度精算分として科目存置しております。

4款 1項 1目 同じく 療養給付費等交付金 1000円は、過年度精算分として科目存置です。次のページをご覧ください。

5款 道支出金 1項 道負担金 1目 保険給付費等交付金 5億8141万1000円。1節 保険給付費等普通交付金 4億7219万9000円は、歳出で計上の保険給付費について全額交付されるものです。2節 保険給付費等特別交付金 1億921万2000円は、保険者努力支援分 139万2000円、特別調整交付金 9737万8000円、都道府県2号繰入金 924万4000円は、北海度の算定に基づく計上。特定健康診査等負担金 119万8000円については、健診費用のうち道が負担するルール分を計上してございます。次項は、廃項でございます。

6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 4003万2000円。1節 保険基盤安定繰入金 3723万円は、保険税軽減額分等に係る一般会計からのルール分の繰入でございます。2節 その他一般会計繰入金 280万2000円のうち 出産育児一時金繰入金 280万円は、歳出で計上いたしました10件分の出産育児一時金420万円の3分の2について、ルール分として一般会計から繰り入れるものでございます。次のページをお開き願います。2項 基金繰入金 1000円は科目存置です。

7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 500万円は、前年度と同額の予算計上であり  
ます。

8款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料 1目 一般被保険者延滞金 1000円及び  
2目 退職被保険者等延滞金 1000円でございますが、科目存置の計上であります。次のページをご覧ください。2項 雑入 の 2目 を除きいずれも科目存置で、2目 一般被保険者第3者納付金 28万2000円については、賠償金の納付分を計上してございます。

9款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金 1000円につきましては、国保会計で平成29年度に積立ていたしました基金の利息に係る予算科目を設置いたしました。前期高齢者交付金は廃款でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。続きまして、議案第14号の説明をいたしますので、173ページをお開き願います。

平成31年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を説明いたします。平成31年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を、次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7542万5000円と定めるものです。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものといたします。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500万円と定めるものです。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、180ページをお開き願います。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 53万2000円。主に、町の窓口業務や保険料徴収に係ります事務費について計上しております。

2款 1項 1目 同じく 後期高齢者医療広域連合納付金 7469万3000円。19節負担金補助及び交付金 であります。広域連合通知により計上しております。内訳は、事務費負担金304万6000円、保険料負担金5087万6000円、保険基盤安定分負担金2077万1000円でございます。次のページをお開き願います。

3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 10万円。前年度同額で予算計上しております。

4款 1項 1目 同じく 予備費 10万円。前年度と同額の計上でございます。続きまして歳入についてご説明いたしますので、178ページをお開き願います。

1款 1項 同じく 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料 3306万9000円及び 2目 普通徴収保険料 1780万7000円でございますが、広域連合から通知のあった保険料額は5087万6000円で、このうち65%を特別徴収分と見込み、残りの35%を普通徴収分とし、収納率を100%と見込み計上しております。また、滞納繰越分は科目存置として計上しております。

2款 使用料および手数料 1項 手数料 1目 督促手数料 1000円は科目存置であります。

3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金 367万4000円。広域連合に納付する事務費負担金304万6000円、その他事務費の62万8000円の合計額です。2目 保険基盤安定繰入金 2077万1000円は、広域連合からの通知額です。

次のページをお開き願います。

4款 1項 1目 同じく繰越金 1000円及び 5款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料 1目 延滞金 1000円は、いずれも科目存置の計上であります。

5款 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 10万円は、歳出で予算計上しております還付金10万円につきまして、広域連合が負担するため同額を計上しております。3項 1目 雑入 1000円は、科目存置であります。

以上が、第14号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第15号 平成31年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第15号 平成31年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第15号 平成31年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由について、説明申し上げます。平成31年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4106万8000円と定めようとするものでございます。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定めようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出から説明申し上げますので、190ページをお開きください。

3 歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 3億477万4000円は、特別養護老人ホームの運営に係る経費で、2節 給料 3節 職員手当等は、恵寿荘職員26名に係る人件費。4節 共済費 は、職員並びに臨時職員に係る共済費。7節 賃金 は、臨時介護員等6名と代替介護員2名に係る賃金。11節 需用費 558万7500円は、施設の運営管理費及び入所者70名に係る経費となっております。191ページをお開きください。12節 役務費 228万円のうち、手数料 167万4000円は、年1回実施しております施設内のカーテンクリーニング料、年6回実施しております厨房の排水管清掃手数料、一般浴槽の循環回路高圧洗浄手数料他7件に係る手数料・検査料となっております。13節 委託料 3130万8000円は、施設運営管理委託として4件、事務・事業委託として5件、保守・点検委託として10件、計19件の業務委託に係る経費で、前年と同じ項目となっております。詳細につきましては、別冊の委託料一覧をご参照ください。192ページをご覧ください。14節 使用料及び賃借料 348万5

000円で、記載の8項目につきましては前年と同じ項目となっております。15節 工事請負費 156万9000円は、職員用並びに入所者の面会にいらしたご家族が使用するトイレを和式から洋式トイレへ改修するもの。18節 備品購入費 36万1000円は、施設管理用備品として介護用品や生活用機器を購入するもので、エアーマット、センサーマット、洗濯機などの購入を予定しております。19節 負担金補助及び交付金 1649万8000円は、職員退職手当組合、福祉協会負担金、施設が加入しております各協議会への負担金及び職員の研修会などへの参加の際の会議負担金となっております。193ページをお開きください。2目 短期入所生活介護事業費 2218万円は、ショートステイの運営管理に係る経費で、2節 給料 3節 職員手当等 は、職員1名分の人件費。4節 共済費 は、職員並びに臨時職員に係る共済費。7節 賃金 は、臨時介護員2名と代替介護員1名に係る賃金。11節 需用費 459万4000円は、ショートステイ利用者に係る経費となっております。13節 委託料 258万6000円は、記載しております業務委託4件に係る経費で、詳細につきましては別冊の委託料一覧をご参照ください。14節 使用料及び賃借料 17万円は、ショートステイ利用者の寝具借上げに係る経費。19節 負担金補助及び交付金 は、職員退職手当組合、福祉協会負担金となっております。194ページに移ります。3目 通所介護事業費 758万4000円で、13節 委託料 743万2000円は、デイサービスセンターの運営経費を指定管理料として計上しているもの。

2款 公債費 1項 公債費 1目 元金 594万7000円は、23節 償還金利子及び割引料 で、恵寿荘の本体棟、増床棟に係る長期債償還元金。2目 利子 48万3000円は、23節 償還金利子及び割引料 で、長期債償還利子となっております。

3款 予備費 1項 1目 とともに 予備費 といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、187ページをお開きください。

2 歳入 1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入 1節 施設介護サービス費収入 1億7621万円は、恵寿荘入所者70名に係る法定費用の介護報酬9割分の収入となっております。施設稼働率につきましては、前年度と同じく95%を見込んでおります。2目 居宅介護サービス費収入 1208万7000円は、1節 短期入所生活介護費収入 で、ショートステイ利用者のうち要介護の利用者に係る法定費用の介護報酬9割分の収入といたしまして877万1000円。要支援の利用者が対象となる介護予防の収入として45万9000円。障がい者短期入所利用者サービス費の収入として285万7000円で、ショートステイの全体稼働率は要介護、要支援、障がい者短期利用を合わせ50%を見込んでおります。2項 自己負担金収入 1目 自己負担金収入 4494万2000円は、1節 自己負担金収入 で、特養、ショートステイ及び障がい者短期入所の入所者・利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割分と食費、居住費の自己負担分となっております。188ページをお開きください。3項 特定介護サービス費収入 1目 施設特定介護サービス費収入 3230万9000円は、1節 施設特定入所者介護サ

ービス費収入 で、特養入所者の食費・居住費で、収入階層ごとの個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるもの。2目 居宅特定介護サービス費収入 116万4000円は、1節 短期特定入所者介護サービス費収入 で、ショートステイ利用者の食費・居住費に対し、特養同様差額が補足給付されるものでございます。

2款 繰入金 1項 1目 とともに 一般会計繰入金 6813万1000円は、特養、ショートステイ、デイサービスセンターの3施設に係る一般会計からの繰入金。

3款 繰越金 1項 1目 とともに 繰越金 前年度繰越金といたしまして 150万円を計上しております。189ページに移ります。

4款 諸収入 1項 1目 とともに 雑入 で、472万5000円は、主なものといたしまして、施設入所者日常生活費負担金169万5000円、入所者貴重品管理費負担金84万円、デイサービスセンター光熱水費立替え分204万8000円などの収入となっております。

以上が、議案第15号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第16号 平成31年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第9 議案第16号 平成31年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 203ページをお開き下さい。議案第16号 平成31年度 新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について 提案理由を申し上げます。平成31年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を、次のように定めようとするものであります。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4404万2000円に定めようとするものであります。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものとします。第2条 一時借入金 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1000万円と定めるものであります。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、211ページをお開き下さい。説明は主なものについてのみ説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 5554万2000円。2節 給料 823万8000円。3節 職員手当等 515万9000円は、いずれも事務部門正職員2名分の人件費です。4節 共済費 348万2000円は、事務部門の正職員2名、臨時職員1名分の人件費です。7節 賃金 287万円は、事務部門臨時職員1名分の人件費です。昨年度より事務部門に事務職員として臨時職員を1名配置、医業費の予算としておりまし

たが、本年度より総務費に変更するものです。8節 報償費 5万円は、医療スタッフの資質向上のために実施する外部講師を招いての研修会に係る講師謝礼金分です。9節 旅費 74万3000円は、主な内容といたしまして、医師の道外での学会参加旅費、新たな医師の赴任旅費、職員研修会参加旅費等です。11節 需用費 1594万6000円は、診療所施設管理及び運営管理経費であります。主なものとしまして、消耗品費 276万は、トイレットペーパーなどの日用雑貨品、プリンターインク類・各種ファイルなどの事務用品、その他医学関連図書代などの購入であります。印刷製本費は、カルテ用紙、処方箋などの多種多様な印刷物。光熱水費は、水道料、電気料。燃料費は重油代、ガソリン代です。続きまして、次のページをお開き下さい12節 役務費 179万8000円。主なものといたしまして、通信運搬費 99万6000円は、電話料、郵便料です。手数料 40万5000円は、備品廃棄手数料、各種点検手数料、清掃手数料などです。13節 委託料 1185万6000円。施設警備業務委託、施設清掃業務委託など、施設維持管理のための業務委託16件であります。昨年度の当初予算と比較いたしまして、警備業務委託料が441万6000円と大きく増額となっております、入院病床再開に伴い休日・夜間の警備業務が増えたことに対する増額分であります。その他入院病床関連予算の増加分が前年度対比して増えおります。詳細につきましては、別冊委託料一覧表をご参照願います。213ページに入ります。14節 使用料及び賃借料 214万8000円。主なものといたしまして、土地借上料126万8000円は、診療所施設及び医師住宅敷地の土地借上料であります。18節 備品購入費 70万円。パソコン関連各種備品、年次計画整備中の消火器本体、その他ストーブやその他家電製品など数多くある備品類の突発的な故障や破損により修理不能な場合に対応するものであります。19節 負担金補助及び交付金 204万1000円。主なものといたしまして、事務部門の正職員2名に係る退職手当組合負担金や福祉協会負担金、各団体への負担金、研修会参加負担金等であります。なお、昨年度まで大きな負担金の支出を伴ってございました医療連携負担金については、本負担金の最終概算支払いを平成30年度予算で支出しておりますので、その精算をもって医療連携負担金の支出の一切が終了することになります。その精算時において、追加負担が発生するか還付となるかについては新ひだか町病院事業会計の決算状況によりますので、今回は当初予算計上をせず、補正予算対応とさせていただきます。27節 公課費 41万1000円。消費税及び地方消費税の納付分となります。以上で、総務費の支出予算の説明を終えます。次に、医業費の支出予算の説明をいたしますので、214ページをお開き下さい。

2款 1項 1目 とともに 医業費 3億8264万6000円。1節 報酬 1965万円。内訳といたしまして、出張応援医師報酬 1425万円は、毎週金曜日の夕方から日曜日の夕方まで、連休の時はさらに延長して短期出張応援医師の派遣を関係団体や連携医療機関にお願いをしております、常勤医師の当直回数を1人月7回から8回程度に抑制し、常勤医師の負担軽減を図るものであります。定期診療応援医師報酬 490万円は、整形外科医師による毎週1回金曜日午前中の定期診療に対する医師の報酬であります。4月から新

たな外科・整形外科医師が着任いたしますが、現時点においては月曜日から木曜日の午前中診療、午後からは簡単な診察室でできる簡易手術や予約患者、急患等の対応とする診療コマを当面予定しており、毎週金曜日の午前中は風間医師の根強い診療を希望する方もおりますので、継続診療をお願いすることにいたしました。出張応援診療放射線技師報酬 50万円は、レントゲン技師の出張や夏期休暇等の際、代替技師に代理を依頼する報酬分です。2節 給料 1億528万1000円。3節 職員手当等 1億416万円。それぞれ、医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師等、正職員計25名分の人件費であります。4節 共済費 3782万4000円。事務職員を除く正職員・臨時職員の共済費等です。臨時職員の賃金であります。事務職員1名、薬剤師1名、診療放射線技師1名、外来看護師1名、外来看護補助者1名、病棟看護補助者4名、合計8名分であります。9節 旅費 10万5000円は、患者さんの転搬送時の看護師の旅費等です。11節 需用費 2144万9000円。消耗品費 50万円は、診療上必要な機器の少額部品代などです。診療材料費 2094万9000円は、医薬品全般、注射液、ワクチン類、血液、酸素などをはじめ注射器、手袋、など幅広く支出する科目となります。215ページをお開き下さい。13節 委託料 3777万9000円。前年度と比較いたしまして、入院病床再開に伴い医事業務委託料、臨床検査業務委託料、給食業務委託料、被服等洗濯消毒業務委託料などが増えておりまして、全19件の業務委託となります。その他詳細については、別冊の委託料一覧表をご参照願います。14節 使用料及び賃借料 167万5000円。多機能小型自動分析装置 111万2000円は、血液検査等の検査スピードを上げることや検査項目を増やすことが可能となる機器でありまして、2年目の借上料の支出となります。これに関連し、本借上料の支出額以上の年間収入を診療報酬として見込みます。寝具・病衣借上料 56万3000円は、入院患者さんの病衣と寝具を専門業者より消毒洗濯した清潔な状態で納品・回収を含めて借上げしているものです。なお、病衣に関しましては、係る費用相当分の収入を患者さんから入院費として一緒に請求しております。19節 負担金補助及び交付金 2731万2000円。一番下の欄の医師出向負担金649万円は、月に半日診療を4日間お願いしております北海道循環器病院による循環器診療及び毎月1回並びに毎月第3週目の金曜日から日曜日までの週末出張応援診療をお願いしております苫小牧東病院に派遣していただく出向医師に係る診療負担金であります。2目 施設費 50万円。11節 需用費 50万円。医療機器等が突発的に故障し、修理不能なケースに対応するもので、医療機器を中心に修繕する予算となります。216ページをお開き下さい。

3款 1項 とともに 公債費 1目 償還金元金 490万9000円。2目 償還金利子 14万5000円。過去において、医療機器の整備をした際借入した過疎債等合わせて5本の町債元金及び利子償還金であります。

4款 1項 1目 いずれも 予備費 30万円は、前年度と同額を計上しております。次に、歳入の説明をいたしますので、208ページをお開き下さい。

1款 1項 とともに 診療収入 1目 健診等収入 1434万7000円。健診者数、ワク

チン接種者数など全体的に人数増加、増収を見込みます。2目 入院収入 5759万6000円。平成30年度における入院患者数や収益等を総合的に考慮いたしまして、積算・予算計上しております。3目 外来収入 8433万8000円。入院収入と同じく、平成30年度における外来患者数や収益等を総合的に考慮いたしまして、積算・予算計上しております。マイナス診療等収入の目の科目については、以前入院病床を休止中に外来収入の意味合いで予算科目としておりましたが、これを廃目とし、平成31年度予算より名称を外来収入に科目変更しております。

2款 診療外収入 1項 使用料及び手数料 1目 使用料 12万3000円。入院患者さんからいただく病衣使用料の収入及び患者さん急変時などにご家族が控室に泊まることがまれにありますが、寝具類の洗濯料相当分の使用料をいただくものです。2目 手数料 75万1000円。診断書や証明書発行料収入及び介護保険等主治医意見書作成料の収入であります。続きまして、209ページをお開き下さい。

2款 診療外収入 2項 医師施設外管理収入 1目 委託料収入 420万円。恵寿荘入所者の定期回診等健康状態管理のための医師派遣収入であります。

3款 道支出金 1項 1目 とともに 道補助金 2149万円。診療所医療技術員などの人件費を対象とする電源立地地域対策交付金収入を診療所事業特別会計において予算計上するものであります。

4款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1億6839万6000円。診療所事業にかかる収入・支出の収支不足分を一般会計から繰入するものであります。病床再開により前年度当初予算対比で3523万8000円の大きな増加となっておりますので、年度途中で減額補正の提案ができるよう、診療所職員一同さらなる経営努力を続けてまいります。2目 国保会計繰入金 9132万2000円。国保会計を經由して国保特別調整交付金を収入するものであります。大きく2つの項目の収入を予定しています。1つは、救急患者受入れに対する出張応援医師の体制に交付されるもので、242万7000円を見込みます。もう一つは、へき地の診療所を運営していることに対して交付されるものですが、総額8889万5000円を見込みます。内訳といたしまして、入院相当分で7421万7000円、外来相当分で1467万8000円となります。

5款 1項 1目 いずれも 繰越金 100万円。平成30年度からの繰越金予定額を当初予算においては、前年度同額の100万円といたします。210ページに移ります。

6款 諸収入 1項 1目 とともに 雑入 47万9000円。主なものといたしまして、臨時職員に係る雇用保険個人負担分及び診療所内に設置している清涼飲料水の自動販売機の設置料であります。次に、財産収入につきましては、入院病床再開前に医師住宅を教員に貸付しておりましたが、現在は常勤医師や出張応援医師住宅として活用しており、収入の見込みがございませんので、予算科目を廃款としております。次に、町債につきましても、本年度は町債借入の計画がございませんので、予算科目を廃款とするものであります。

以上が、議案第16号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さ

いますよう よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について を議題といたします。ただ今、提案理由の説明がありました、議案第10号から第16号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する平成31年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第10号から第16号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議案第10号から第16号までの7件は、ただいま設置されました平成31年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成31年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（散会 16：45）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員